

指定介護保険事業者のための運営の手引き

訪問看護／

介護予防訪問看護

横須賀市福祉部指導監査課

介護保険制度は、更新や新しい解釈が出ることが大変多い制度です。この手引きは作成時点でまとめていますが、今後変更も予想されますので、常に最新情報を入手するようにしてください。

横須賀が好き!



YOKOSUKA CITY SINCE 1907

目次

項目	頁
I 条例の性格、基本方針等	1
1 基準条例の制定	1
2 基準条例の改正	1
3 条例の性格	2
4 基本方針	3
5 取扱方針	4
II 人員基準について	6
1 管理者	6
2 看護師等	6
◆ 用語の定義	8
III 設備基準について	10
1 設備及び備品等	10
IV 運営基準について	11
1 サービス提供の前に	11
(1) 内容及び手続の説明及び同意	11
(2) 提供拒否の禁止	11
(3) サービス提供困難時の対応	12
(4) 受給資格等の確認	12
(5) 要介護・要支援認定の申請に係る援助	12
2 サービス提供の開始に当たって	12
(1) 心身の状況等の把握	12
(2) 居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）等との連携	13
(3) 居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に沿ったサービスの提供	13
(4) 居宅サービス計画（介護予防サービス計画）等の変更の援助	13
3 サービス提供時	13
(1) 身分を証する書類の携行	13
(2) サービスの提供の記録	14
4 サービス提供後	14
(1) 利用料等の受領	14
(2) 保険給付の請求のための証明書の交付	15
5 サービス提供時の注意	15
(1) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成	15
(2) 主治の医師との関係	17
(3) 同居家族に対するサービス提供の禁止	17
(4) 利用者に関する市町村への通知	17
(5) 緊急時等の対応	18
6 事業所運営	18
(1) 運営規程	18
(2) 勤務体制の確保等	18
(3) 衛生管理等	19
(4) 掲示	19
(5) 秘密保持等	19

項目	頁
(6) 広告	19
(7) 居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に対する利益供与の禁止	20
(8) 苦情処理	20
(9) 地域との連携	21
(10) 事故発生時の対応	21
(11) 会計の区分	22
(12) 記録の整備	22
V 介護報酬請求上の注意点について	23
1 訪問看護費の算定に当たって	23
(1) 「通院が困難な利用者」について	23
(2) 訪問看護指示の有効期間について	23
(3) 訪問看護の所要時間の算定について	23
(4) 准看護師の訪問について	25
(5) 理学療法士等の訪問について	25
(6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携	27
(7) 末期の悪性腫瘍の患者等の取扱いについて	28
(8) 精神科訪問看護・指導料等に係る訪問看護の利用者の取扱いについて	28
(9) 特別の指示（特別指示書の交付）があった場合	29
(10) 他のサービスとの関係	29
(11) 介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院を退所・退院した日の訪問看護の取扱い	29
2 加算・減算等	29
(1) 早朝・夜間・深夜訪問看護加算	29
(2) 複数名訪問加算	30
(3) 長時間訪問看護加算	31
(4) 緊急時訪問看護加算	31
(5) 特別管理加算	32
(6) ターミナルケア加算	35
(7) 初回加算	36
(8) 退院時共同指導加算	37
(9) 看護・介護職員連携強化加算	38
(10) 看護体制強化加算	39
(11) サービス提供体制強化加算	41
(12) 居宅サービス計画上准看護師の訪問が予定されている場合に准看護師以外の看護師等により訪問看護が行われた場合の取扱い	44
(13) 同一敷地内建物等に居住する利用者に対する減算	44
[参考資料1] 訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて	48
[参考資料2] 個人情報保護について	56
[参考資料3] 勤務形態一覧表の作成方法・常勤換算の算出方法	57

I 条例の性格、基本方針等

1 基準条例の制定

- 従前、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準等については、厚生省令及び厚生労働省令により全国一律の基準等が定められていましたが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号。いわゆる「第1次一括法」)及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、「介護保険法」が改正され、各地方自治体において、当該基準等を条例で定めることとなりました。横須賀市でも、当該基準等を定める条例を制定し、平成25年4月1日から施行しました。

2 基準条例の改正

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)の制定に伴い、並びに介護保険法の規定に基づき、各基準省令が改正されたことに伴い、平成27年4月1日に各基準条例・基準条例施行規則・解釈通知を改正しました。
- その後、平成30年4月1日に各基準条例を改正し、本市が独自に定めている基準以外は、厚生省及び厚生労働省で定める基準の例によることとし、併せて制定方法を、基準省令に準拠する旨の条文と、市独自基準の条文を表記する省令準拠方式に改正しました。また併せて基準条例施行規則・解釈通知も改正しました。

【指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に関する基準】

- 指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例
(平成30年横須賀市条例第28号。以下「居宅条例」という。)
- 指定介護予防サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例
(平成30年横須賀市条例第29号。以下「予防条例」という。)
- 指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則
(平成25年横須賀市規則第43号)
- 指定介護予防サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則
(平成25年横須賀市規則第44号)

【指定訪問看護に関する基準及び指定介護予防訪問看護に関する基準の通知について】

- 指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例等について及び指定介護予防サービス等の人員等に関する基準等を定める条例等について
(平成 年 月 1日横福指第 号。以下「通知」という。)

【指定訪問看護に関する基準(国の省令)等】

- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成11年厚生省令第37号。以下「居宅省令」という。)
- 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
(平成18年厚生労働省令第35号。以下「予防省令」という。)

【訪問看護費及び介護予防訪問看護費に関する基準等】

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(平成12年厚生省告示第19号。以下「厚告19」という。)
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企第36号。以下「老企36」という。)
- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(平成18年厚生労働省告示第127号。以下「厚労告127」という。)
- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号:別紙1)
- 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号。以下「利用者等告示」という。)
- 厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号。以下「大臣基準告示」という。)
- 厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号。以下「施設基準」という。)

(参考)居宅条例及び予防条例等の掲載場所

- 横須賀市ホームページ (<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/index.html>)
→ 健康・福祉・教育 → 年金・保険 → 高齢者福祉・介護保険 → 介護保険サービス事業者
→ 条例・規則・解釈 → 横須賀市の基準条例等
(<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3020/kaigo-osirase/20130401jourei.html>)

3 条例の性格

◆指定居宅サービスの事業の一般原則【居宅省令 第3条】

- ・ 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければなりません。
- ・ 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければなりません。

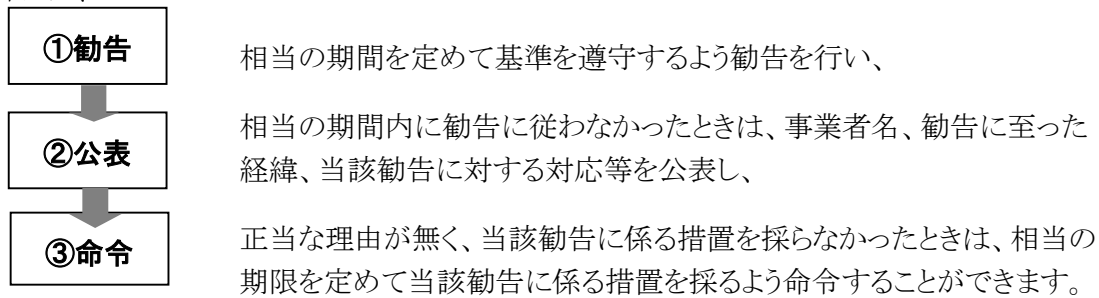
◆指定介護予防サービスの事業の一般原則【予防省令 第3条】

- ・ 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければなりません。
- ・ 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければなりません。

◆条例(基準)の性格【解釈通知 第1】

- ・ 基準は、指定居宅サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければなりません。
(指定介護予防サービスについても同様)

- 指定居宅サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定居宅サービスの指定又は更新は受けられず、また、運営開始後、基準に違反することが明らかになった場合には、



(③の命令をした場合には事業者名、命令に至った経緯等を公示しなければなりません。)

なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること(不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させること)ができます。

- ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、**直ちに指定を取り消すこと**又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができます。

- ① 次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき
 - ア 指定居宅サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき
 - イ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき
- ② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
- ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき

- 運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が十分に確認されない限り指定を行わないものとされています。
- 特に、居宅サービスの事業の多くの分野においては、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等にかんがみ、基準違反に対しては、厳正に対応すべきであることとされています。

4 基本方針

<訪問看護> 【居宅省令 第59条】

- ・ 指定訪問看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものでなければなりません。

<介護予防訪問看護> 【予防省令 第62条】

- ・ 指定介護予防訪問看護の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活の機能の維持又は向上を目指すものでなければなりません。

5 取扱方針

<訪問看護>

●基本取扱方針【居宅省令 第67条】

- ・ 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われなければなりません。
- ・ 指定訪問看護事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければなりません。

●具体的取扱方針【居宅省令 第68条】

- ・ 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行わなければなりません。
- ・ 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければなりません。
- ・ 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行わなければなりません。
- ・ 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行わなければなりません。
- ・ 特殊な看護等を行ってはなりません。
(→広く一般に認められていない看護等については行ってはなりません。)



ポイント

- ・ 訪問看護計画書に基づいて、サービス内容が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければなりません。
 - ・ 看護師等に対して看護技術等の研修を計画し、実施しなければなりません。
- ※「看護師等」:看護職員(=保健師、看護師、准看護師)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

<介護予防訪問看護>

●基本取扱方針【予防省令 第75条】

- ・ 指定介護予防訪問看護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければなりません。
- ・ 指定介護予防訪問看護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければなりません。
- ・ 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければなりません。
- ・ 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければなりません。
- ・ 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めなければなりません。

●具体的取扱方針【予防省令 第76条】

- ・ 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議その他の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行わなければなりません。

- ・ 准看護師を除く看護師等は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問看護計画書を作成し、主治の医師に提出しなければなりません。
- ・ 准看護師を除く看護師等は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って介護予防訪問看護計画書を作成しなければなりません。
- ・ 准看護師を除く看護師等は、介護予防訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければなりません。
- ・ 准看護師を除く看護師等は、介護予防訪問看護計画書を作成したときは、当該介護予防訪問看護計画書を利用者に交付しなければなりません。
- ・ 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行わなければなりません。
- ・ 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければなりません。
- ・ 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行わなければなりません。
- ・ 特殊な看護等を行ってはなりません。
(→広く一般に認められていない看護等については行ってはなりません。)
- ・ 准看護師を除く看護師等は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供を開始した時から、当該介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、当該介護予防訪問看護計画書の実施状況の把握(以下この項目において「モニタリング」という。)を、1回以上行わなければなりません。
- ・ 准看護師を除く看護師等は、モニタリングの結果を踏まえつつ、訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該報告書の内容について、指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該報告書について主治の医師に定期的に提出しなければなりません。
- ・ 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、准看護師を除く看護師等に対し、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成について必要な指導及び管理を行わなければなりません。
- ・ 准看護師を除く看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画書の変更を行い、変更後の当該計画書を主治の医師に提出しなければなりません。

ポイント

- ・ 介護予防の十分な効果をもつ観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うことが必要です。
- ・ サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮する必要があります。
- ・ 提供された介護予防サービスについては、介護予防訪問看護計画書に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければなりません。
- ・ 看護師等に対して看護技術等の研修を計画し、実施しなければなりません。

Ⅱ 人員基準について

1 管理者【居宅省令 第61条】【予防省令 第64条】

<訪問看護ステーションの管理者について>

- ・ 管理者は、**常勤**であり、原則として**専ら当該訪問看護ステーションの管理業務に従事**する者でなければなりません。
〔ただし、例外的に、訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することが可能です。〕
- ・ 訪問看護ステーションの管理者は、原則として**保健師**又は**看護師**でなければなりません。
- ・ 訪問看護ステーションの管理者は、適切な訪問看護サービスを行うために必要な知識及び技能を有する者でなければなりません。
- ・ 訪問看護ステーションの管理者は、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある者でなければなりません。

- 管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講した者とするよう努めてください。

ポイント

- ・ 原則として准看護師資格により訪問看護ステーションの管理者として従事することはできません。
- ・ 当該事業所と別の敷地にある事業所や施設の職務に従事することはできません。

<管理者の責務>【居宅省令 第74条(第52条準用)】【予防省令 第74条(第52条準用)】

- ① 事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うこと。
- ② 当該事業所の従業者に指定訪問看護事業の運営に関する基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。

2 看護師等【居宅省令 第60条】【予防省令 第63条】

<訪問看護ステーションの看護師等について>

- ・ 保健師、看護師又は准看護師(以下、「看護職員」という。)
→ **常勤換算方法で2.5以上となる員数を配置すること**
- ・ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
→ **訪問看護ステーションの実情に応じた適当数を配置すること**
- ・ 看護職員のうち1名は、「**常勤**」でなければならない。

<病院又は診療所の「みなし指定事業所」の場合>

- ・ 看護職員を適当数配置すること

<指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の人員基準のみなし規定>

- ・ 指定訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、両事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合であって、指定定期巡回・随時対応

型訪問介護看護の事業を行う事業所に置くべき看護職員の基準を満たすときは、当該指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の事業を行う事業所に置くべき看護職員の基準を満たしているものとみなすことができるものとされています。

<指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の人員基準のみなし規定>

・ 指定訪問看護事業者が指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、両事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合であって、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所に置くべき看護職員の基準を満たすときは、当該指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の事業を行なう事業所に置くべき看護職員の基準を満たしているものとみなすことができるものとされています。

- 訪問看護サービスを行う者は、看護職員(=保健師、看護師、准看護師)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資格を有する者でなければなりません。
- 看護職員については、**派遣労働者(※紹介予定派遣を除く)**であってはなりません。



「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(労働者派遣法)に規定する派遣労働者であってはなりません。

◎ 紹介予定派遣とは？

派遣先企業の社員(正社員・契約社員・嘱託など)になることを前提として働く派遣契約のこと。



ポイント

- ・ 常勤換算方法で2.5以上とは、指定(介護予防)訪問看護事業所として確保しておくべき看護職員の勤務延時間数の合計が常勤職員2.5人分以上必要ということです。
- ・ 常勤換算方法とは、勤務延時間数の合計が常勤職員で何人分になるか換算する方法であり、例えば、常勤職員が週40時間勤務の事業所の場合、週40時間/人×2.5人=週100時間以上確保しなければならないということです。
- ・ 管理者として業務に従事した勤務時間は、看護職員の員数の常勤換算に含めることはできません。
- ・ 当該基準は、指定(介護予防)訪問看護事業所として最低限確保しなければならない員数です。サービス利用実績が少ないこと等を理由に当該基準を下回る配置を行うことはできません。
- ・ 看護職員の勤務延時間数とは、常勤職員であれば就業規則等で定められた勤務時間、非常勤職員であれば賃金が支払われている時間(=事業所として拘束している時間)を合計した時間数となります。

◎ 訪問看護事業所と介護予防訪問看護事業所を一体的に運営する事業所の人員基準は？

指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、両事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定訪問看護の事業を行う事業所に置くべき看護師等の員数の基準を満たすことをもって、指定介護予防訪問看護の事業を行う事業所に置くべき看護師等の員数の基準を満たしているものとみなすことができるものとされています。



用語の定義【解釈通知 第2の2】

『常勤換算方法』

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が、32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいいます。

この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問看護と訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が看護師等と訪問介護員等を兼務する場合、看護師等の勤務延時間数には、看護師等としての勤務時間だけを算入することとなります。

『勤務延時間数』

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置付けられている時間の合計数をいいます。

なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすることとなります。

『常勤』

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が、32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいいます。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。

また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとされています。

『専ら従事する』『専ら提供に当たる』

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。

●国Q&A

< 運営基準等に係るQ&A(平成14年3月28日厚生労働省老健局振興課事務連絡) >

【常勤換算方法により算定される従業者の休暇等の取扱い】

(問) 常勤換算方法により算定される従業者が出張したり、また、休暇を取った場合に、その出張や休暇に係る時間は勤務時間としてカウントするのか。

(答) 「常勤換算方法」とは、非常勤の従業者について「事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の従業者の員数に換算する方法」(居宅サービス運営基準第2条第8号等)であり、また、「勤務延時間数」とは、「勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間(又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。))として明確に位置づけられている時間の合計数」である(居宅サービス運営基準解釈通知第二・2(2)等)。以上から、非常勤の従業者の休暇や出張(以下「休暇等」という。)の時間は、サービス提供に従事する時間とはいえないので、常勤換算する場合の勤務延時間数には含めな

い。

なお、常勤の従業者(事業所において居宅サービス運営基準解釈通知第二・2(3)における勤務体制を定められている者をいう。)の休暇等の期間については、その期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤の従業者として勤務したものとして取り扱うものとする。

<平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)(平成27年4月1日)>

【常勤要件について】

(問1)各加算の算定要件で「常勤」の有資格者の配置が求められている場合、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)の所定労働時間の短縮措置の対象者について常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間としているときは、当該対象者については30時間勤務することで「常勤」として取り扱って良いか。

(答)そのような取扱いで差し支えない。

(問2)育児・介護休業法の所定労働時間の短縮措置の対象者がいる場合、常勤換算方法による人員要件についてはどのように計算すれば良いか。

(答)常勤換算方法については、従前どおり「当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法」であり、その計算に当たっては、育児・介護休業法の所定労働時間の短縮措置の対象者の有無は問題にはならない。

(問3)各事業所の「管理者」についても、育児・介護休業法第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置の適用対象となるのか。

(答)労働基準法第41条第2号に定める管理監督者については、労働時間等に関する規定が適用除外されていることから、「管理者」が労働基準法第41条第2号に定める管理監督者に該当する場合は、所定労働時間の短縮措置を講じなくてもよい。

なお、労働基準法第41条第2号に定める管理監督者については、同法の解釈として、労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者の意であり、名称にとらわれず、実態に即して判断すべきであるとされている。このため、職場で「管理職」として取り扱われている者であっても、同号の管理監督者に当たらない場合には、所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。

また、同号の管理監督者であっても、育児・介護休業法第23条第1項の措置とは別に、同項の所定労働時間の短縮措置に準じた制度を導入することは可能であり、こうした者の仕事と子育ての両立を図る観点からは、むしろ望ましいものである。

III 設備基準について

1 設備及び備品等【居宅省令 第62条】【予防省令 第65条】

<訪問看護ステーションの設備及び備品等について>

- ・ 訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定(介護予防)訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければなりません。
- ・ 当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りません。

- 専用の事務室又は区画については、利用申込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保する必要があります。
- 特に、感染症予防に必要な設備等に配慮する必要があります。

<病院又は診療所の「みなし指定事業所」の場合>

指定(介護予防)訪問看護の事業を行うために必要な広さを有する専用の区画を確保するとともに、指定(介護予防)訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければなりません。

ただし、設備及び備品等については、当該医療機関における診療用に備え付けられたものを使用することができます。



ポイント

(相談室)

遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮する必要があります。

(感染症予防)

手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備等に配慮する必要があります。

- 例) 速乾性手指消毒液を事業所の入口付近に設置
- ・ (必要に応じて)滅菌処理のためのオートクレーブの設置
- ・ 感染性廃棄物の専用置場の設置、及び業務委託等による適正な処理
(感染性廃棄物を事業所内に持ち込む場合) など

■ 指導事例 ■

- ・ 事務室と相談室が同じ区画に設置されていたが、相談室の区画にパーテーション等の遮へい物等が設置されておらず、相談に対応するのに適切な利用者のプライバシーに配慮したスペースとは認められなかった。
- ・ 事業所のレイアウトが変更されていたが、必要な変更の届出を行っていなかった。



IV 運営基準について

1 サービス提供の前に

(1)内容及び手続の説明及び同意 【居宅省令 第74条(第8条準用)】【予防省令 第74条(第49条の2準用)】

【居宅条例 第11条(第4条準用)】【予防条例 第8条(第4条準用)】

指定(介護予防)訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を原則として書面で得なければなりません。

※ 「サービス提供開始についての同意」は、利用申込者及びサービス事業者双方を保護する観点から、契約書等の書面によって契約内容について確認を得てください。

ポイント

●重要事項を記載した文書(=重要事項説明書)に記載すべきと考えられる事項は次のとおりです。

- ア 法人及び事業所の概要(法人名称、事業所名称、事業所番号、併設サービスなど)
 - イ 営業日、営業時間、サービス提供日、サービス提供時間
 - ウ 訪問看護サービスの内容及び利用料その他の費用の額
 - エ 従業者の勤務体制(従業者の職種、員数及び職務の内容)
 - オ 通常の事業の実施地域
 - カ 緊急時等における対応方法
 - キ 事故発生時の対応
 - ク 苦情処理の体制(事業所担当、市町村、国民健康保険団体連合会などの相談及び苦情の窓口も記載)
 - ケ 提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示)
 - コ その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項
(従業者の研修機会の確保、衛生管理、秘密の保持、事故発生時の対応など)
- ※ 重要事項を記した文書を交付して説明した際には、事業者として重要事項説明書を交付して説明したことを記録するとともに、利用申込者が重要事項の内容に同意したこと及び当該文書の交付を受けたことが確認できるように利用申込者の署名又は押印を得るようにしてください。
- ※ 重要事項を記した文書と運営規程の内容に齟齬がないようにしてください。

■ 指導事例 ■

- ・ 利用申込者へ重要事項説明書を交付していなかった。
- ・ 利用申込者へ重要事項を説明したことは記録されていたが、重要事項説明書を交付したことが記録されておらず、交付したことが確認できなかった。

(2)提供拒否の禁止 【居宅省令 第74条(第9条準用)】【予防省令 第74条(第49条の3準用)】

正当な理由なく、指定(介護予防)訪問看護の提供を拒んではなりません。

ポイント

- ・原則として、利用申込に対しては応じなければなりません。
- ・特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することは禁止されています。
- ・提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、
 - ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
 - ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
 - ③ 利用申込者の病状等により、利用申込者に対し自ら適切な指定(介護予防)訪問看護を提供することが困難な場合などが想定されます。

(3)サービス提供困難時の対応 【居宅省令 第63条】【予防省令 第66条】

利用申込者の病状、指定(介護予防)訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定(介護予防)訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者の主治の医師及び居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)への連絡、適当な他の指定(介護予防)訪問看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければなりません。

(4)受給資格等の確認 【居宅省令 第74条(第11条準用)】【予防省令 第74条(第49条の5準用)】

- ・指定(介護予防)訪問看護の提供を求められた(利用申込があった)場合には、その者の提示する介護保険被保険者証により、被保険者資格、要介護(要支援)認定の有無及び要介護(要支援)認定の有効期間を確認するものとされています。
- ・被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定(介護予防)訪問看護を提供するように努めなければなりません。

(5)要介護・要支援認定の申請に係る援助 【居宅省令 第74条(第12条準用)】【予防省令 第74条(第49条の6準用)】

- ・指定(介護予防)訪問看護の提供の開始に際し、要介護(要支援)認定を受けていない利用申込者について要介護(要支援)認定の申請が既に行われているか否かを確認するとともに、当該申請が行われていない場合には、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければなりません。
- ・居宅介護支援(介護予防支援)が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認めるときは、要介護(要支援)認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護(要支援)認定の有効期間が終了する30日前までに行われるよう必要な援助を行わなければなりません。

2 サービス提供の開始に当たって

(1)心身の状況等の把握 【居宅省令 第74条(第13条準用)】【予防省令 第74条(第49条の7準用)】

指定(介護予防)訪問看護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)が開催するサービス担当者会議、利用者及びその家族との面談等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければなりません。

(2)居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)等との連携【居宅省令 第64条】【予防省令 第67条】

- ・ 指定(介護予防)訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければなりません。
- ・ 指定(介護予防)訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者の主治の医師及び居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければなりません。

■ 指導事例 ■

- ・ 居宅介護支援事業者から居宅サービス計画の交付を受けていなかった。(※セルフケアプランの場合はこの限りでない。)
- ・ 居宅サービス計画の内容が変更されているにもかかわらず、訪問看護計画書の内容の評価、見直しを行っていなかった。

(3)居宅サービス計画(介護予防サービス計画)に沿ったサービスの提供

【居宅省令 第74条(第16条準用)】【予防省令 第74条(第49条の10準用)】

居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)により居宅サービス計画(介護予防サービス計画)が作成されている場合には、当該計画に沿った指定(介護予防)訪問看護サービスを提供しなければなりません。

(4)居宅サービス計画(介護予防サービス計画)等の変更の援助

【居宅省令 第74条(第17条準用)】【予防省令 第74条(第49条の11準用)】

利用者が居宅サービス計画(介護予防サービス計画)の変更を希望する場合には、当該利用者に係る居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)への連絡その他の必要な援助を行わなければなりません。

■ 指導事例 ■

- ・ 居宅介護支援事業所の介護支援専門員に連絡しないまま、訪問看護事業所の判断でサービス提供を行う時間帯を変更していた。

ポイント

- ・ (1)～(4)については、他の介護保険サービス事業者、特に居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者との密接な連携が必要となります。

3 サービス提供時

(1)身分を証する書類の携行【居宅省令 第74条(第18条準用)】【予防省令 第74条(第49条の12準用)】

指定(介護予防)訪問看護事業者は、看護師等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときはこれを提示すべき旨を指導しなければなりません。

(2)サービスの提供の記録 【居宅省令 第74条(第19条準用)】【予防省令 第74条(第49条の13準用)】

- ・ 指定(介護予防)訪問看護を提供したときは、当該指定(介護予防)訪問看護の提供日及び内容、当該指定(介護予防)訪問看護について利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費(介護予防サービス費)の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画(介護予防サービス計画)を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければなりません。
- ・ 指定(介護予防)訪問看護を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければなりません。

ポイント

- ・ サービス提供の記録は、(介護予防)訪問看護の提供の完結の日から5年間保存しなければなりません。

6(12)記録の整備 P22参照

■ 指導事例 ■

- ・ 同一日に複数回のサービスを提供したが、最初に利用者の居宅を訪問した実績のみが記録され、2回目以降のサービスに関する実績が記録されていなかった。
- ・ 提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況、実際にサービスを提供した時間等について記録されていなかった。

4 サービス提供後

(1)利用料等の受領 【居宅省令 第66条】【予防省令 第69条】【介護保険法施行規則 第65条】

- ・ 利用者負担として、利用者から1割、2割又は3割相当額の支払いを受けなければなりません。
＜参考＞生活保護等の低所得利用者負担の軽減措置(次ページ)
- ・ 指定(介護予防)訪問看護の提供に要した費用について、利用者から支払いを受けたものについては、「介護報酬1割、2割又は3割分」と「その他の費用」に区分し、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載し、領収証を交付しなければなりません。

* 領収書の様式例：

「介護保険制度下での居宅サービスの対価に係る医療費控除等の取扱いについて」(平成12年老発第509号)別紙 参照

ポイント

- ・ 利用者負担を免除することは、指定の取消等を直ちに検討すべき重大な基準違反とされています。
- ・ 指定(介護予防)訪問看護事業で、サービスを提供するに当たって利用者から1割、2割又は3割負担分以外に支払を受けることができるのは、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを提供した場合の交通費のみです。
- ・ 看護師等が使用する使い捨て手袋等の衛生管理に係る費用は、事業者負担です。利用者に別途負担を求めることはできません。
- ・ サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければなりません。(同意は文書により行います。)
- ・ 領収証には、サービスを提供した日や1割、2割又は3割負担の算出根拠である介護報酬の請求単位等、利用者が支払う利用料の内訳について、利用者がわかるように区分して記載してください。

◎ 生活保護等の低所得利用者負担の軽減措置

- ・ 生活保護法では、『介護扶助』により、生活保護受給者の介護サービスの需要に対応しています。介護扶助は、原則介護保険の給付対象と同一です。
- ・ 生活保護法の指定介護機関としての指定が不要な旨の申出を行わない限り、介護保険法の指定を受けることで、生活保護法の指定も受けたとみなされ、生活保護受給者にサービスが提供できます。

○ 医療費控除について

利用者が指定訪問看護サービスを利用している場合、自己負担額（保険対象分）は確定申告における医療費控除の対象となります。指定居宅介護支援事業所から受領した居宅サービス計画等により、該当する利用者に対して、医療費控除の対象となる金額を記載した領収書を発行してください。

■ 指導事例 ■

- ・ 医療機関から提供を受けるべき衛生材料又は保険医療材料の費用を利用者から徴収していた。

(2) 保険給付の請求のための証明書の交付 【居宅省令 第74条(第21条準用)】【予防省令 第74条(第50条の2準用)】

償還払いを選択している利用者から利用料の支払(10割全額)を受けた場合には、提供した指定(介護予防)訪問看護の内容、費用の額その他利用者が保険給付を保険者に対して請求するに当たって必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければなりません。

5 サービス提供時の注意

(1) (介護予防)訪問看護計画書及び(介護予防)訪問看護報告書の作成

【居宅省令 第70条】【予防省令 第76条】

<(介護予防)訪問看護計画書の作成について>

- ・ 看護師等(准看護師を除く。以下この項目において同じ。)は、利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況等を踏まえ、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した(介護予防)訪問看護計画書を作成しなければなりません。
⇒ (介護予防)訪問看護計画書の目標や内容等について、利用者及びその家族に理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行う必要があります。
- ・ 看護師等は、既に居宅サービス計画(又は介護予防サービス計画)が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って(介護予防)訪問看護計画書を作成しなければなりません。なお、(介護予防)訪問看護計画書を作成した後に居宅サービス計画(又は介護予防サービス計画)が作成された場合は、当該(介護予防)訪問看護計画書が居宅サービス計画(又は介護予防サービス計画)に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。
- ・ 看護師等は、(介護予防)訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければなりません。
- ・ 看護師等は、(介護予防)訪問看護計画書を作成したときは、当該(介護予防)訪問看護計画書を利用者に交付しなければなりません。
- ・ 居宅サービス計画(又は介護予防サービス計画)に基づきサービス提供をしている指定(介護予防)訪問看護事業者は、当該居宅サービス計画(又は介護予防サービス計画)を作成している指定居宅介護支援事業者(又は指定介護予防支援事業者)から(介護予防)訪問看護計画書の提供の求めがあった際には、当該(介護予防)訪問看護計画書を提供してください。

<(介護予防)訪問看護報告書の作成について>

- ・ 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した(介護予防)訪問看護報告書を作成しなければなりません。

<理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定(介護予防)訪問看護を提供している利用者について>

- ・ 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士による指定訪問看護については、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるものであること等を説明した上で、利用者の同意を得なければなりません。
- ・ 訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供する内容についても、一体的に含むものとし、看護職員(准看護師を除く。)と理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士等が連携して作成してください。

<訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に係る管理者の役割>

指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければなりません。

- ⇒ 指定訪問看護事業者は、主治医との連携を図り、適切な指定訪問看護を提供するため、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を定期的に主治医に提出しなければなりません。ただし、訪問看護計画書の記載において重複する箇所がある場合は、訪問看護報告書における重複箇所の記載を省略しても差し支えありません。



ポイント

訪問看護計画書に記載する内容

訪問看護計画書には、**利用者の氏名、生年月日、要介護(支援)認定の状況、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容(解決策)及び問題点、サービス提供項目ごとの標準的な時間等を記載してください。また、備考欄には特別な管理を要する内容等を記載してください。**

●国Q&A

<平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)(平成30年3月23日)>

(問23) 理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに訪問させるものであること等を説明した上で利用者の同意を得ることとなったが、同意書の様式はあるのか。また、平成30年4月以前より理学療法士等による訪問看護を利用している者について、同意を得る必要があるのか。

(答) 同意に係る様式等は定めておらず、方法は問わないが、口頭の場合には同意を得た旨を記録等に残す必要がある。また、すでに理学療法士等による訪問看護を利用している者についても、速やかに同意を得る必要がある。

■ 指導事例 ■

- ・ 訪問看護計画書を作成せずに、訪問看護サービスを提供していた。
- ・ 介護支援専門員が作成する居宅サービス計画が変更されていたにもかかわらず、訪問看護計画書の見直し、変更を行っておらず、居宅サービス計画と訪問看護計画書の内容に齟齬が生じていた。
- ・ 訪問看護計画書の内容について、利用者又はその家族に対して説明していなかった。
- ・ 訪問看護計画書の内容について、利用者の同意を得ていなかった。同意を得た旨の記録が確認できなかった。
- ・ 訪問看護計画書を利用者に交付していなかった。交付した旨の記録が確認できなかった。
- ・ 「安定した在宅療養ができる」といった、抽象的な目標を設定していた。
- ・ 訪問看護計画書に位置付けのない「入浴介助」のサービスを提供し、その時間を含めた時間で所定単位数を算定していた。

(2)主治の医師との関係 【居宅省令 第69条】【予防省令 第77条】

- ・ 指定(介護予防)訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定(介護予防)訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければなりません。
- ・ 指定(介護予防)訪問看護事業者は、指定(介護予防)訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければなりません。
⇒**主治医以外の複数の医師から指示(指示書の交付)を受けることはできません。**
- ・ 指定(介護予防)訪問看護事業者は、主治の医師に(介護予防)訪問看護計画書及び(介護予防)訪問看護報告書を提出し、指定(介護予防)訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければなりません。

- ・ 指定(介護予防)訪問看護事業所が指定(介護予防)訪問看護を担当する医療機関(病院又は診療所の「みなし指定事業所」)である場合には、主治の医師の文書による指示並びに(介護予防)訪問看護計画書及び(介護予防)訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録への記載をもって代えることができます。その場合は、備考欄に要介護(支援)認定の状況を追加してください。

ポイント

「訪問看護指示書」には、主治の医師から指示された内容を(介護予防)訪問看護計画書に位置付けてサービスを提供するため、医療的処置の具体的内容の記載を受けてください。また、医療的処置に加え、療養上の世話を行う場合は、あわせて「療養上の世話」と記載を受けることが望ましいです(具体的内容までは求めません)。

■ 指導事例 ■

- ・ 指示書の有効期間が切れているにもかかわらず、主治の医師に指示を確認することなく、新たな指示書の発行も受けずに継続してサービスを提供していた。
- ・ 指示書の発行を受けの際に、医師が記載すべき事項(指示期間、指示日、病名、訪問看護の内容、医療機関の名称及び指示医の氏名)をあらかじめ記載した様式を訪問看護事業所で作成し、医師に渡っていた。
- ・ 医師の指示内容に基づくサービス提供を行っていなかった。
- ・ 指示書に指示のないリハビリテーションの提供を行っていた。
- ・ 主治の医師以外の複数の医師から指示を受け、サービス提供を行っていた。

(3)同居家族に対するサービス提供の禁止 【居宅省令 第71条】【予防省令 第70条】

指定(介護予防)訪問看護事業者は、看護師等に、その同居の家族である利用者に対する指定(介護予防)訪問看護の提供をさせてはなりません。

ポイント

- ・ 看護師等を採用する際には、看護師等の親族関係(血族、姻族とも)及びその居住地についてあらかじめ確認を行い、同居家族に対してサービス提供を行うことのないように注意してください。

(4)利用者に関する市町村への通知 【居宅省令 第74条(第26条準用)】【予防省令 第74条(第50条の3準用)】

利用者が次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければなりません。

- ① 正当な理由なく指定(介護予防)訪問看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状

態(要支援状態)の程度を増進させたと認められるとき。

② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(5) 緊急時等の対応 【居宅省令 第72条】【予防省令 第71条】

看護師等は、現に指定(介護予防)訪問看護の提供を行っている場合において利用者に病状の急変等が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければなりません。

6 事業所運営

(1) 運営規程 【居宅省令 第73条】【予防省令 第72条】

指定(介護予防)訪問看護事業所ごとに、事業所名称及び事業所所在地といった基本情報のほか、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下、「運営規程」という。)を定めなければなりません。

ア 事業の目的及び運営の方針

イ 従業者の職種、員数及び職務の内容

ウ 営業日、営業時間、サービス提供日及びサービス提供時間

エ 指定(介護予防)訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額

オ 通常の事業の実施地域

カ 緊急時等における対応方法

キ その他運営に関する重要事項(従業者の研修機会の確保、衛生管理、従業者(従業者であった者を含む。)の秘密の保持、苦情処理、事故発生時の対応など)

ポイント

- ・ 運営規程は事業所の新規指定申請の際に作成し、添付書類として提出していただいています。
- ・ 指定後に、事業所名称、所在地、営業日、利用料等、運営規程の内容に変更が生じた場合、変更の都度、運営規程も修正しなければなりません(修正年月日、修正内容を末尾の附則に記載することで、事後に変更内容の確認がしやすくなります。)(※届出の必要のある内容を変更した場合は、必ず変更届を提出してください。)

(2) 勤務体制の確保等 【居宅省令 第74条(第30条準用)】【予防省令 第74条(第53条の2準用)】

- ・ 指定(介護予防)訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定(介護予防)訪問看護を提供できるよう、指定(介護予防)訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定め、当該事業所の看護師等によって指定(介護予防)訪問看護を提供しなければなりません。
- ・ 指定(介護予防)訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のため、研修の機会を確保しなければなりません。

ポイント

- ・ 看護師等の勤務体制は、原則として月ごとに作成された勤務形態一覧表(シフト表)等により明確にしておく必要があります。
- ・ 雇用契約の締結等により、事業所ごとに、当該事業所の指揮命令下にある看護師等によって訪問看護サービスの提供を行う必要があります。

■ 指導事例 ■

- ・ 毎月勤務形態一覧表(実績)を作成しておらず、常勤換算で2.5人以上の看護職員が配置されていることを確認していなかった。

(3) 衛生管理等【居宅省令 第74条(第31条準用)】【予防省令 第74条(第53条の3準用)】

- ・ 看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければなりません。
- ・ 設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければなりません。

- 看護師等に対し、定期的に健康診断を実施するなどして、健康状態について把握します。
- 事業者として、看護師等が感染源となることを予防し、また、看護師等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋や携帯用手指消毒液等、感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要があります。(※事業者負担)
- 看護師等は、アセスメント内容を確認する等の方法により、利用者の健康状態等を把握します。
- 衛生管理マニュアル、健康管理マニュアル等を作成し、定期的な研修の実施等によりその内容について看護師等に周知します。

ポイント

- ・ 衛生管理については、定期的に研修を実施するとともに、看護師等の新規採用時には必ず研修を実施することが重要です。なお、研修の実施内容については記録が必要です。

(4) 掲示【居宅省令 第74条(第32条準用)】【予防省令 第74条(第53条の4準用)】

指定(介護予防)訪問看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、看護師等の勤務の体制、利用料その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければなりません。

(5) 秘密保持等【居宅省令 第74条(第33条準用)】【予防省令 第74条(第53条の5準用)】

- ・ 事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはなりません。
- ・ 事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければなりません。
- ・ サービス担当者会議等において、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)や他のサービス事業者に対して利用者又はその家族の個人情報を用いることが想定されますが、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければなりません。

ポイント

- ・ 退職者の秘密保持については、従業者でなくなった後においても、業務上知り得た秘密を保持すべき旨を雇用時に雇用契約の内容とする、別途誓約書を徴する等の方法により取り決め、例えば違約金について規定しておく等の措置を講ずるべきとされています。

個人情報保護について P56

■ 指導事例 ■

- ・ 雇用契約書、就業規則等に秘密保持に関する定めがなく、また、誓約書を徴する等の方法により秘密保持に関する取り決めを行うこともしていなかった。

(6) 広告【居宅省令 第74条(第34条準用)】【予防省令 第74条(第53条の6準用)】

指定(介護予防)訪問看護事業所について虚偽又は誇大な内容の広告をしてはなりません。

(7) 居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)に対する利益供与の禁止

【居宅省令 第74条(第35条準用)】【予防省令 第74条(第53条の7準用)】

居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)による居宅サービス(介護予防サービス)事業者の紹介が公正中立に行われるよう、居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはなりません。

ポイント

- ・ このような行為は、指定の取消等を直ちに検討すべきとされる重大な基準違反です。

(8) 苦情処理 【居宅省令 第74条(第36条準用)】【予防省令 第74条(第53条の8準用)】

- ・ 提供した指定(介護予防)訪問看護に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければなりません。
- ・ 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければなりません。
- ・ 提供した指定(介護予防)訪問看護に関し、市町村や国保連が行う調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければなりません。また、市町村や国保連からの求めがあった場合には、当該改善の内容を報告しなければなりません。

◎ 「必要な措置」とは？

「必要な措置」とは、苦情を受け付けるための窓口を設置することのほか、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書(重要事項説明書等)に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等です。

- 利用者又はその家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情に対し、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、その内容等を記録しなければなりません。

(市町村に苦情があった場合)

- 市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力しなければなりません。
- 市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければなりません。
- 市町村からの求めがあった場合には、指導又は助言に従って行った改善の内容を市町村に報告しなければなりません。

(国保連に苦情があった場合)

- 国保連が行う調査に協力するとともに、国保連から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければなりません。
- 国保連からの求めがあった場合には、指導又は助言に従って行った改善の内容を国保連に報告しなければなりません。

(苦情に対するその後の措置)

- 事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行わなければなりません。

※ 利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、あらかじめ事業所として苦情処理に関するマニュアルを作成し、従業者に研修等を通じてその内容について周知しておくことが望ましいです。

(9) 地域との連携 【居宅省令 第74条(第36条の2準用)】【予防省令 第74条(第53条の9準用)】

事業の運営に当たっては、提供した指定(介護予防)訪問看護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければなりません。

ポイント

- ・「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。

(10) 事故発生時の対応 【居宅省令 第74条(第37条準用)】【予防省令 第74条(第53条の10準用)】

- ・利用者に対する指定(介護予防)訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければなりません。
- ・事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければなりません。
- ・利用者に対する指定(介護予防)訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償しなければなりません。

ポイント

- ・事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止のための対策を講じる必要があります。
- ・事故に至らなかったが事故が発生しそうになった場合(ヒヤリ・ハット事例)及び現状を放置しておくこと事故に結びつく可能性が高いものについては、事前に情報を収集し、未然防止策を講じます。
- ・事故が発生した場合の連絡先及び対応方法については、あらかじめ事業所で定め、看護師等に周知します。
- ・事業所が所在する市町村及び利用者の保険者の市町村については、どのような事故が発生した場合に市町村へ報告するかについて把握しておいてください。
- ・事業者による損害賠償の方法(保険に加入している場合にはその内容)について把握しておく必要があります。
- ・事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じて改善策を看護師等に周知徹底する体制を整備しておく必要があります。

◎ 具体的に想定されること

- ・事故等について報告するための様式を整備すること。
- ・看護師等は、事故等の発生、又は発見ごとにその状況、背景等を記録するとともに、事故報告に関する様式に従って事故等について報告すること。
- ・事業所において、報告された事例を集計し、分析すること。
- ・事例の分析に当たっては、事故等の発生時の状況等を分析し、事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、再発防止策を検討すること。
- ・報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。
- ・再発防止策を講じた後に、その効果について評価すること。

◎ 研修の実施

事故等の再発防止に向けて、事故等の内容について研修を行うなど、事業所の看護師等に周知徹底してください。

※ 事故が発生したときに適切に対応するため、あらかじめ、事業所として事故発生時の対応に関するマニュアルを作成し、従業者に研修等を通じてその内容について周知しておくことが望ましいです。

(11) 会計の区分【居宅省令 第74条(第38条準用)】【予防省令 第74条(第53条の11準用)】

- ・ 指定(介護予防)訪問看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定(介護予防)訪問看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければなりません。

◎ 具体的な会計処理等の方法について

「介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月28日老振発第18号)」参照。

ポイント

- ・ 収入については、国保連からの介護保険給付だけでなく、利用者から徴収した1割、2割又は3割負担分についても会計管理する必要があります。
- ・ 会計の区分は、法人税等の適切な納税の観点からも適正に行わなければなりません。

(12) 記録の整備【居宅省令 第73条の2】【予防省令 第73条】【居宅条例 第10条】【予防条例 第7条】

- ・ 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録並びに利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければなりません。
 - ア 主治の医師による指示の文書
 - イ (介護予防)訪問看護計画書
 - ウ (介護予防)訪問看護報告書
 - エ 提供したサービスの具体的な内容等の記録
 - オ 利用者に関する市町村への通知に係る記録
 - カ 提供した指定(介護予防)訪問看護に関する利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録
 - キ 提供した指定(介護予防)訪問看護に関する事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての記録
- ※ ア～ウには、指定(介護予防)訪問看護事業所が指定(介護予防)訪問看護を担当する医療機関(病院又は診療所の「みなし指定事業所」)である場合に代えることができることとされた、ア～ウの内容を記載した診療録その他の診療に関する記録を含みます。
- ・ 会計に関する記録(指定(介護予防)訪問看護の提供に係る保険給付の請求に関するものに限る。)及び利用者に対する指定(介護予防)訪問看護の提供に関する記録を完結の日から5年間保存しなければなりません。

■ 指導事例 ■

- ・ 主治の医師の指示書がサービス提供の完結の日から5年間経過していないにもかかわらず、保存されていなかった。

V 介護報酬請求上の注意点について

1 訪問看護費の算定に当たって

(1)「通院が困難な利用者」について

- ・ (介護予防)訪問看護費は「通院が困難な利用者」に対して給付することとされていますが、通院の可否にかかわらず、療養生活を送る上での居宅での支援が不可欠な者に対して、ケアマネジメントの結果、(介護予防)訪問看護の提供が必要と判断された場合は(介護予防)訪問看護費を算定することができます。
- ・ 「通院が困難な利用者」の趣旨は、通院により、同様のサービスが担保されるのであれば、通院サービスを優先すべきということです。

(2)訪問看護指示の有効期間について

- ・ 訪問看護ステーションにあつては、主治の医師の判断に基づいて交付(2か所以上の訪問看護ステーションからの(介護予防)訪問看護の場合は各訪問看護ステーションごとに交付)された指示書の有効期間内に(介護予防)訪問看護を行った場合に(介護予防)訪問看護費を算定します。
- ・ (介護予防)訪問看護指示書の有効期間については、6月を超えることはできません。
- ・ 医療機関(病院又は診療所の「みなし指定事業所」)にあつては、次の①、②の期間に行われた場合に(介護予防)訪問看護費を算定します。
 - ① 指示を行う医師(みなし指定を受けた医療機関の医師)の診療の日から1月以内
 - ② 別の医療機関の医師から診療情報提供を受けて、(介護予防)訪問看護を実施した場合には、診療情報提供を行った医療機関の医師による当該情報提供の基礎となる診療の日から1月以内

■ 指導事例 ■

- ・ 訪問看護指示書の発行日が有効期間の開始日より後の日であった。
- ・ みなし指定事業所の訪問看護について、医師の診療の日から1月を超えているにもかかわらず、サービス提供を継続していた。

(3)訪問看護の所要時間の算定について

- (介護予防)訪問看護費の算定に当たっては、現に要した時間ではなく、(介護予防)訪問看護計画書に位置付けられた内容の指定(介護予防)訪問看護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定します。

<20分未満の訪問看護費の算定について>

20分未満の(介護予防)訪問看護は、短時間かつ頻回な医療処置等が必要な利用者に対し、日中等の(介護予防)訪問看護における十分な観察、必要な助言・指導が行われることを前提として行われるものです。したがって、居宅サービス計画(介護予防サービス計画)又は(介護予防)訪問看護計画書において20分未満の(介護予防)訪問看護のみが設定されることは適切ではなく、20分以上の保健師又は看護師による(介護予防)訪問看護を週1回以上含む設定とする必要があります。なお、20分未満の(介護予防)訪問看護は、(介護予防)訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている事業所として緊急時訪問看護加算の届出をしている場合に算定可能です。

ポイント

<20分未満の(介護予防)訪問看護を算定できる場合>

次の要件を満たす必要があります。

- ① 当該利用者に20分以上の保健師又は看護師による(介護予防)訪問看護を週1回以上提供していること。
- ② (介護予防)訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている事業所として緊急時訪問看護加算の届出をしていること。

・(介護予防)訪問看護は在宅の要介護者(要支援者)の生活パターンや看護の必要性に合わせて提供されるべきであることから、単に長時間の(介護予防)訪問看護を複数回に区分して行うことは適切ではありません。そのため、次のような取扱いとして行う必要があります。

<2時間ルール>

・前回提供した(介護予防)訪問看護から概ね2時間未満の間隔で(介護予防)訪問看護を行う場合(20分未満の(介護予防)訪問看護費を算定する場合及び利用者の状態の変化等により緊急の(介護予防)訪問看護を行う場合を除く。)は、それぞれの所要時間を合算します。

<複数の看護師等による訪問看護を連続して行った場合>

- ・1人の看護職員が(介護予防)訪問看護を行った後に、続いて別の看護職員が(介護予防)訪問看護を行った場合には、当該(介護予防)訪問看護の所要時間を合算します。なお、当該(介護予防)訪問看護の提供時間を合算した場合に、准看護師による(介護予防)訪問看護が含まれる場合には、当該(介護予防)訪問看護費は、准看護師による(介護予防)訪問看護費を算定します。
- ・1人の看護職員又は理学療法士等(理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士をいう。以下同じ。)が(介護予防)訪問看護を行った後に、続いて他の職種の看護職員又は理学療法士等が(介護予防)訪問看護を実施した場合(看護職員が(介護予防)訪問看護を行った後に続いて別の理学療法士等が(介護予防)訪問看護を行う場合など)は職種ごとに算定できます。
- ・なお、1人の利用者に対して、連続して(介護予防)訪問看護を提供する必要性については、適切なケアマネジメントに基づいて判断してください。

●国Q&A

【平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)(平成24年3月16日)】

(問19)「所要時間20分未満」の訪問看護で想定している看護行為は具体的にどのようなものか。

(答)気管内吸引、導尿や経管栄養等の医療処置の実施等を想定している。なお、単に状態確認や健康管理等のサービス提供の場合は算定できない。

また、高齢者向けの集合住宅等において、単に事業所の効率の向上のみを理由として、利用者の状態等を踏まえずに本来20分以上の区分で提供すべき内容の訪問看護を複数回に分けて提供するという取扱いは適切ではない。

(問20)1日に複数回の訪問看護を実施する場合、訪問看護終了後2時間以上経過していなければ必ず所要時間を合算するのか。

(答)20分未満の訪問看護と計画外で緊急に訪問看護を実施した場合は合算しない。

また、おおむね2時間としており、例えば計画上は、2時間後に訪問をする予定であったが、点滴注射等が早めに終了した等の理由で、若干時間に変動があった場合等は計画どおりの報酬を算定する。

■ 指 導 事 例 ■

- ・訪問看護費の算定に当たって、現に要した時間で所定単位数を算定していた。

(4) 准看護師の訪問について

准看護師が(介護予防)訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定します。

(5) 理学療法士等の訪問について(訪問看護ステーションのみ)

- ・ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による(介護予防)訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置付けのものです。
- ・ 言語聴覚士による訪問において提供されるものは、あくまで看護業務の一部であることから、言語聴覚士の業務のうち保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)の規定にかかわらず業とすることができるとされている診療の補助行為(言語聴覚士法(平成9年法律第132号)第42条第1項)に限ります。
- ・ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による(介護予防)訪問看護は、1回当たり20分以上(介護予防)訪問看護を実施することとし、1人の利用者につき週に6回を限度として算定します。なお、1日に2回を超えて(1日に3回以上)(介護予防)訪問看護を行った場合、1回につき100分の90に相当する単位数を算定します。
- ・ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が(介護予防)訪問看護を提供している利用者については、毎回の訪問時において記録した(介護予防)訪問看護記録書等を用い、適切に(介護予防)訪問看護事業所の看護職員及び理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士間で利用者の状況、実施した内容を共有するとともに、(介護予防)訪問看護計画書(以下、「計画書」という。)及び(介護予防)訪問看護報告書(以下、「報告書」という。)は、看護職員(准看護師を除く)と理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が連携し作成してください。また、主治医に提出する計画書及び報告書は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が実施した内容も一体的に含むものとしてください。
- ・ 複数の(介護予防)訪問看護事業所から(介護予防)訪問看護を受けている利用者について、計画書及び報告書の作成にあたっては当該複数の(介護予防)訪問看護事業所間において十分な連携を図ったうえで作成してください。
- ・ 計画書及び報告書の作成にあたっては、(介護予防)訪問看護サービスの利用開始時及び利用者の状態の変化等に合わせ、定期的な看護職員による訪問により利用者の状態の適切な評価を行ってください。
- ・ (介護予防)訪問看護サービスの利用開始時とは、利用者が過去2月間(暦月)において当該(介護予防)訪問看護事業所から(介護予防)訪問看護(医療保険の訪問看護を含む。)の提供を受けていない場合であって、新たに計画書を作成する場合をいいます。また、利用者の状態の変化等に合わせた定期的な訪問とは、主治医からの訪問看護指示書の内容が変化する場合や利用者の心身状態や家族等の環境の変化等の際に訪問することをいいます。

ポイント

- ・ (介護予防)訪問看護に期待されるものは、一義的には看護職員によって提供されるものです。
- ・ 一方、退院・退所後等に必要となるリハビリテーションのニーズについては、医療機関等による訪問リハビリテーションにおいて提供されることが期待されています。
- ・ ただし、リハビリテーションのニーズを有する利用者に対し、病院、老人保健施設等が地域に存在しないこと等により訪問リハビリテーションを適切に提供できず、その代替えとしての訪問看護ステーションからの理学療法士等の訪問が過半を占めることもあることから、理学療法士等の訪問が保健師又は看護師による訪問の回数を上回るような設定もあるものとされています。

●国Q&A

【平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)(平成24年3月16日)】

(問24)理学療法士等による訪問看護は、連続して3回以上訪問看護を行った場合だけでなく、午前中に2回、午後1回行った場合にも100分の90に相当する単位数を算定するのか。

(答)1日に3回以上行う場合には、連続して行った場合に限らず、1日の各訪問看護費の100分の90に相当する単位数を算定する。

【平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)(平成30年3月23日)】

(問19)理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士による訪問看護は、訪問看護事業所のうち訪問看護ステーションのみで行われ、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、看護職員(准看護師を除く)と、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が連携して作成することが示されたが、具体的にはどのように作成すればよいのか。

(答)訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士(以下、理学療法士等という。)が訪問看護を行っている利用者の訪問看護計画書及び訪問看護報告書については、当該訪問看護ステーションの看護職員(准看護師を除く)と理学療法士等が利用者等の情報を共有した上で、「訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて」(平成12年3月30日老企55号)に示す様式に準じて提供したサービス等の内容を含めて作成することとしており、これにより適切な訪問看護サービスが行われるよう連携を推進する必要がある。ただし、当該様式に準じたうえで、看護職員(准看護師を除く)と理学療法士等で異なる様式により作成することは差し支えないが、この場合であっても他の職種により記載された様式の内容を踏まえ作成する必要がある。

なお、看護職員と理学療法士等との連携の具体的な方法等については、「訪問看護事業所における看護職員と理学療法士等のより良い連携のための手引き(平成29年度厚生労働省老人保健健康増進等事業 訪問看護事業所における看護職員と理学療法士等のより良い連携のあり方に関する調査研究事業(全国訪問看護事業協会))」においても示されており、必要に応じて参考にいただきたい。

(問20)複数の訪問看護事業所から訪問看護を受けている利用者について、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたっては当該複数の訪問看護事業所間において十分な連携を図ったうえで作成することとあるが、どのように連携すればよいのか。

(答)複数の訪問看護事業所により訪問看護が行われている場合については、それぞれの事業所で作成された計画書等の内容を共有するものとし、具体的には計画書等を相互に送付し共有する若しくはカンファレンス等において情報共有するなどが考えられるが、後者の場合にはその内容について記録に残すことが必要である。

(問21)留意事項通知において、「計画書及び報告書の作成にあたっては、訪問看護サービスの利用開始時及び利用者の状態の変化等に合わせ、定期的な看護職員による訪問により利用者の状態の適切な評価を行うこと。」とされたが、看護職員による訪問についてどのように考えればよいか。

(答)訪問看護サービスの「利用開始時」については、利用者の心身の状態等を評価する観点から、初回の訪問は理学療法士等の所属する訪問看護事業所の看護職員が行うことを原則とする。また、「定期的な看護職員による訪問」については、訪問看護指示書の有効期間が6月以内であることを踏まえ、少なくとも概ね3ヶ月に1回程度は当該事業所の看護職員による訪問により、利用者の状態の適切な評価を行うものとする。なお、当該事業所の看護職員による訪問については、必ずしもケアプランに位置づけ訪問看護費の算定までを求めるものではないが、訪問看護費を算定しない場合には、訪問日、訪問内容等を記録すること。

(問22)平成30年4月以前より理学療法士等による訪問看護を利用している者であって、かつ看護職員による訪問が概ね3ヶ月間に一度も訪問していない利用者について、利用者の状態の変化等に合わせ、

定期的な看護職員による訪問をする必要があるのか。

(答) 理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるものであることから、当該事業所の看護職員による訪問による評価がなされていない利用者については、速やかに当該事業所の看護職員の訪問により利用者の状態の適切な評価を要するものとする。

(6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携(介護予防訪問看護は対象外)

- ・ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行い、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準(※)に適合する指定訪問看護事業所において、通院が困難な利用者に対して、その主治の医師の指示及び訪問看護計画書に基づき、指定訪問看護事業所の看護師等が、指定訪問看護を行った場合に、1月につき所定単位数を算定します。
- ・ 准看護師が指定訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の98に相当する単位数を算定します。
- ・ 保健師、看護師又は准看護師が利用者(要介護状態区分が要介護5である者に限る。)に対して指定訪問看護を行った場合は、1月につき800単位を所定単位数に加算します。
- ・ 1人の利用者に対し、一の指定訪問看護事業所が訪問看護費を算定している場合には、別の指定訪問看護事業所においては、当該訪問看護費は算定しません。

※ 厚生労働大臣が定める施設基準とは？

連携する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の名称、住所その他必要な事項を横須賀市長に届け出ている指定訪問看護事業所であること。

⇒ **施設等区分に「定期巡回・随時対応サービス連携」を追加して事業を実施するためには、横須賀市長への届出が必要です。**横須賀市への届出の詳細については、横須賀市ホームページをご確認ください。

◎ 横須賀市ホームページ(<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/index.html>)

→申請書ダウンロード →「福祉部指導監査課」の書式

→介護保険(事業者・施設)指定申請・届出関係 →居宅サービス事業者・施設等

< 定期巡回・随時対応サービス連携を追加して事業を実施する場合 >

→3. 加算届→4. 訪問看護 (<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3020/shoshiki/0304.html>)

< 定期巡回・随時対応サービス連携の連携先を変更(増減)する場合 >

→2. 変更届→4. 訪問看護 (<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3020/shoshiki/0204.html>)

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携については、訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている事業所として、緊急時訪問看護加算の届け出をすることが必要です。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携について、報酬は原則として月額定額報酬ですが、次のとおり例外的な取扱いがあります。
 - ・ 月の途中から訪問看護を利用した場合又は月の途中で訪問看護の利用を終了した場合には、利用期間(訪問看護の利用を開始した日から月末日まで又は当該月の初日から利用を終了した日まで)に対応した単位数を算定します(以下「日割り計算」という。)
 - ・ 月の途中で短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用している場合は、その期間について日割り計算により算定します。
 - ・ 月の途中で要介護5から他の要介護度に変更となった場合、及び他の要介護度から要介護5に変更になった場合は日割り計算により算定します。
 - ・ 月途中で、末期の悪性腫瘍又は別に厚生労働大臣が定める疾病の状態(利用者等告示第4号 下記参照)となった場合は、その状態にある期間について日割り計算により算定します。

●国Q&A

【平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)(平成24年3月16日)】

(問26) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携した場合の報酬を算定する場合、同一建物に居住する利用者に対する減算は適用されるのか。

(答) 適用されない。

【平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)(平成30年3月23日)】

(問29) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携した場合の報酬を算定する場合、訪問看護で設定されている全ての加算が算定できるのか。

(答) 夜間又は早朝、深夜に訪問看護を行う場合の加算、複数名訪問加算、1時間30分以上の訪問看護を行う場合の加算及び看護体制強化加算は算定できない。

(7)末期の悪性腫瘍の患者等の取扱いについて

末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病等(利用者等告示第4号)の患者(※)については、医療保険の給付の対象となり、介護保険の(介護予防)訪問看護費は算定しません。

(※) 末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病等(利用者等告示第4号)の患者

- ・ 末期の悪性腫瘍の患者
- ・ 以下の疾病の患者

【厚生労働大臣が定める疾病等(厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(厚労告第94号第4号))】

- ①多発性硬化症 ②重症筋無力症 ③スモン ④筋萎縮性側索硬化症 ⑤脊髄小脳変性症
- ⑥ハンチントン病 ⑦進行性筋ジストロフィー症 ⑧パーキンソン病関連疾患 ⑨多系統萎縮症
- ⑩プリオン病 ⑪亜急性硬化性全脳炎 ⑫ライゾゾーム病 ⑬副腎白質ジストロフィー
- ⑭脊髄性筋萎縮症 ⑮球脊髄性筋萎縮症 ⑯慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- ⑰後天性免疫不全症候群 ⑱頸髄損傷 ⑲人工呼吸器を使用している状態

■ 指 導 事 例 ■

- ・ 厚生労働大臣が定める疾病等の患者に対し、介護保険の訪問看護費を算定していた。

(8)精神科訪問看護・指導料等に係る訪問看護の利用者の取扱いについて

- ・ 精神科訪問看護指示書が交付された場合は、要介護認定を受けていても医療保険の訪問看護を算定します。ただし、認知症が主傷病である場合(精神科在宅患者支援管理料を算定する者を除く。)は、介護保険で算定します。
- ・ 精神科訪問看護・指導料又は精神科訪問看護基本療養費の算定に係る医療保険による訪問看護(以下、「精神科訪問看護」という。)の利用者については、医療保険の給付の対象となるものであり、同一日に介護保険の訪問看護費を算定することはできません。なお、月の途中で利用者の状態が変化したことにより、医療保険の精神科訪問看護から介護保険の(介護予防)訪問看護に変更、又は介護保険の(介護予防)訪問看護から医療保険の精神科訪問看護に変更することは可能ですが、こうした事情によらず恣意的に医療保険と介護保険の(介護予防)訪問看護を変更することはできません。

(9) 特別の指示(特別指示書の交付)があった場合

- ・ 指定(介護予防)訪問看護を利用しようとする者の主治の医師(介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。)が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の(介護予防)訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示(特別指示書の交付)を行った場合は、**当該指示(交付)の日から14日間を限度として医療保険の給付の対象**となり、介護保険の(介護予防)訪問看護費は算定しません。
- ・ 医療機関の(介護予防)訪問看護の利用者について、急性増悪等により一時的に頻回の(介護予防)訪問看護を行う必要があつて、医療保険の給付対象となる場合には、頻回の(介護予防)訪問看護が必要な理由、その期間等については、診療録に記載しなければなりません。

※ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合に、特別の指示(指示書の交付)があったときは、当該指示の日数に応じて、1日につき97単位を所定単位数から減算します。

(10) 他のサービスとの関係

利用者が(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護若しくは(介護予防)特定施設入居者生活介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)を受けている間は、(介護予防)訪問看護費は算定できません。



(11) 介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院を退所・退院した日の訪問看護の取扱い

介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、(介護予防)短期入所療養介護を退所・退院した日(サービス終了日)については、**厚生労働大臣が定める状態(利用者等告示第6号)**にある利用者を除き、(介護予防)訪問看護費を算定できません。

・厚生労働大臣が定める状態(利用者等告示第6号) P33参照

2 加算・減算等

(1) 早朝・夜間・深夜訪問看護加算

- ・ 夜間(午後6時から午後10時までの時間)
- ・ 早朝(午前6時から午前8時までの時間)に指定(介護予防)訪問看護を行った場合  **1回につき、所定単位数の100分の25を加算**
- ・ 深夜(午後10時から午前6時までの時間)に指定(介護予防)訪問看護を行った場合  **1回につき、所定単位数の100分の50を加算**

ポイント

- ・ 居宅サービス計画(介護予防サービス計画)上又は(介護予防)訪問看護計画書上、(介護予防)訪問看護のサービス開始時刻が加算の対象となる時間帯にある場合に、当該加算を算定します。
- ※ 利用時間が長時間にわたる場合に、加算の対象となる時間帯におけるサービス提供時間が全体のサービス提供時間に占める割合がごくわずかな場合においては、当該加算は算定できません。

(2)複数名訪問加算

複数名訪問加算(Ⅰ):複数[※]の看護師等が同時に指定(介護予防)訪問看護を行った場合

所要時間30分未満:254単位/回 所要時間30分以上:402単位/回)

複数名訪問加算(Ⅱ):看護師等と看護補助者が同時に指定(介護予防)訪問看護を行った場合

所要時間30分未満:201単位/回 所要時間30分以上:317単位/回)

同時に複数[※]の看護師等により指定(介護予防)訪問看護を行うこと又は看護師等が看護補助者と同時に指定(介護予防)訪問看護を行うことについて、利用者又はその家族等の同意を得ている場合であつて、次のいずれか(※)に該当するときに、同時に複数[※]の看護師等が1人の利用者に対して指定(介護予防)訪問看護を行った場合又は看護師等が看護補助者と同時に指定(介護予防)訪問看護を行った場合に算定します。

- (※)① 利用者の身体的理由により、1人の看護師等による指定(介護予防)訪問看護が困難と認められる場合。
② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。
③ その他利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められる場合。

- 2人の看護師等又は1人の看護師等と1人の看護補助者が同時に(介護予防)訪問看護を行う場合の複数名訪問加算は、体重が重い利用者を1人が支持しながら、必要な処置を行う場合等、1人で看護を行うことが困難な場合に算定を認めるものであり、これらの事情がない場合に、単に2人の看護師等(うち1人が看護補助者の場合も含む。)が同時に(介護予防)訪問看護を行ったことのみをもって算定することはできません。
- 複数名訪問加算(Ⅰ)において訪問を行うのは、両名とも看護師等であることとし、複数名訪問加算(Ⅱ)において訪問を行うのは、(介護予防)訪問看護を行う1人が看護師等であり、同時に訪問する1人が看護補助者であることを要します。
- 複数名訪問加算(Ⅱ)における看護補助者とは、(介護予防)訪問看護を担当する看護師等の指導の下に、療養生活上の世話(食事、清潔、排泄、入浴、移動等)の他、居室内の環境整備、看護用品及び消耗品の整理整頓等といった看護業務の補助を行う者のことであり、資格は問わないが、秘密保持や安全等の観点から、(介護予防)訪問看護事業所に雇用されている必要があるものとします。

●国Q&A

【平成21年4月改定関係Q&A(vol.1)(平成21年3月23日)】

(問39)複数名訪問看護加算は30分未満と30分以上で区分されているが、訪問時間全体のうち、複数の看護師が必要な時間で分けるのか。例えば、訪問看護(30分以上1時間未満)のうち複数の看護師が必要な時間が30分未満だった場合はどちらを加算するのか。

(答)1人目の看護師の訪問の時間によらず、2人目の看護師が必要な時間である30分未満を加算する。

【平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)(平成30年3月23日)】

(問15)訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が看護職員と一緒に利用者宅を訪問しサービスを提供した場合に、基本サービス費はいずれの職種の報酬を算定するのか。この場合、複数名訪問加算を算定することは可能か。

(答)基本サービス費は、主に訪問看護を提供するいずれかの職種に係る報酬を算定する。また、訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と看護職員と一緒に訪問看護を行った場合、複数名訪問加算の要件を満たす場合、複数名訪問加算(Ⅰ)の算定が可能である。なお、訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が主に訪問看護を行っている場合であつ

ても、訪問看護の提供回数ではなく、複数名での訪問看護の提供時間に応じて加算を算定する。

(問16) 複数名訪問加算(Ⅱ)の看護補助者については、留意事項通知において「資格は問わないが、秘密保持や安全等の観点から、訪問看護事業所に雇用されている必要がある」と明記されているが、従事者の変更のたびに届けを行う必要があるのか。

(答) 複数名訪問加算(Ⅱ)の看護補助者については、看護師等の指導の下に、看護業務の補助を行う者としており、例えば事務職員等であっても差し支えない。また、当該看護補助者については、指定基準の人員に含まれないことから、従事者の変更届の提出は要しないものであるが、秘密保持や安全等の観点から、事業所において必要な研修等を行うことが重要である。

(問17) 看護師等と同時に訪問する者に応じ、複数名訪問加算(Ⅰ)又は複数名訪問加算(Ⅱ)を算定することになるが、同一日及び同一月において併算することができるか。

(答) それぞれ要件を満たしていれば同一日及び同一月に併算することは可能である。

(問18) 看護師等と同時に訪問する者に応じ、複数名訪問加算(Ⅰ)又は複数名訪問加算(Ⅱ)を算定することになるが、算定回数の上限はあるか。

(答) それぞれ要件を満たしており、ケアプランに位置づけられていれば、算定回数の上限はない。

(3) 長時間訪問看護加算(300単位/回)

指定(介護予防)訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(特別管理加算の対象者[P33参照]に限る。)に対して、所要時間1時間以上1時間30分未満の指定(介護予防)訪問看護を行った後に引き続き指定(介護予防)訪問看護を行う場合であって、当該指定(介護予防)訪問看護の所要時間を通算した時間が1時間30分以上となるときは、1回につき300単位を所定単位数に加算します。

ポイント

- ・ 当該加算については、看護師が行う場合であっても准看護師が行う場合であっても、同じ単位数を算定します。

■ 指導事例 ■

- ・ 特別管理加算の対象者でない利用者に対し、長時間訪問看護加算を算定していた。
- ・ 1時間30分以上のサービス提供について、事前に居宅サービス計画に位置付けがないにもかかわらず、長時間訪問看護加算を算定していた。

● 国Q&A

【平成21年4月改定関係Q&A(vol.2)(平成21年4月17日)】

(問15) ケアプラン上は1時間30分未満の訪問看護の予定であったが、アクシデント等によりサービスの提供時間が1時間30分を超えた場合は、長時間訪問看護加算として300単位を加算してよいか。

(答) 長時間訪問看護加算は、ケアプラン上1時間30分以上の訪問が位置付けられていなければ、算定できない。

(4) 緊急時訪問看護加算(訪問看護ステーション:574単位/月 みなし指定事業所:315単位/月)

- ・ 指定(介護予防)訪問看護事業所が、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合に算定できます。
- ・ 訪問看護ステーションの場合は、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制(利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制)にあるものとして、都道府県知事(横須賀市長)に届け出る必要があります。

- ・ 当該月の第1回目の介護保険の給付対象となる(介護予防)訪問看護を行った日の所定単位数に加算します。
- ・ 当該月において計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行った場合については、居宅サービス計画(介護予防サービス計画)の変更を要します。
- ・ 当該緊急時訪問を行った場合には、早朝・夜間、深夜の(介護予防)訪問看護に係る加算は算定できません。ただし、1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の(介護予防)訪問看護に係る加算を算定できます。
- ・ 1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できます。このため、緊急時訪問看護加算に係る(介護予防)訪問看護を受けようとする利用者に説明するに当たっては、当該利用者に対して、他の事業所から緊急時訪問看護加算に係る(介護予防)訪問看護を受けていないか確認する必要があります。
- ・ 当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける緊急時訪問看護加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における24時間対応体制加算は算定できません。

■ 指 導 事 例 ■

- ・ 緊急時訪問看護加算の算定に当たって、利用者又はその家族に対して説明し、その同意を得たことが記録等から確認できなかった。
- ・ 緊急時訪問看護加算を算定しているにもかかわらず、当月の1回目の緊急時訪問において、早朝・夜間、深夜に係る加算を算定していた。

(5)特別管理加算(厚生労働大臣が定める区分に応じて(Ⅰ)500単位/月 (Ⅱ)250単位/月)

- ・ 指定(介護予防)訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(※厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。)に対して、指定(介護予防)訪問看護事業所が、指定(介護予防)訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定できます。
- ・ 当該月の第1回目の介護保険の給付対象となる(介護予防)訪問看護を行った日の所定単位数に加算します。
- ・ なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける特別管理加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における特別管理加算は算定できません。
- ・ 1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できます。なお、2か所以上の事業所から(介護予防)訪問看護を利用する場合については、その分配は事業所相互の合議に委ねられます。
- ・ 訪問の際、症状が重篤であった場合には、速やかに医師による診療を受けることができるよう必要な支援を行うこととされています。
- ・ 厚生労働大臣が定める状態(利用者等告示第6号)のイに該当する状態にある者に対して(介護予防)訪問看護を行った場合は特別管理加算(Ⅰ)を、ロからホまでに該当する状態にある者に対して(介護予防)訪問看護を行った場合は特別管理加算(Ⅱ)を算定します。
- ・ 当該加算については、利用者や居宅介護支援事業所が訪問看護事業所を選定する上で必要な情報として、あらかじめ都道府県知事(横須賀市長)に届け出てください。

※ 厚生労働大臣が定める状態とは？(利用者等告示第6号)

- イ 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科診療報酬点数表」という。)に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
- ロ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ハ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ニ 真皮を越える褥瘡の状態(NPUAP(National Pressure Ulcer of Advisory Panel)分類Ⅲ度若しくはⅣ度又はDESIGN分類(日本褥瘡学会によるもの)D3、D4若しくはD5に該当する状態)
- ホ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態(主治の医師が点滴注射を週3日以上行うことが必要である旨の指示を訪問看護事業所に対して行った場合であって、かつ、当該事業所の看護職員が週3日以上点滴注射を実施している状態)

- ※1 「真皮を越える褥瘡の状態にある者」に対して当該加算を算定する場合には、定期的(1週間に1回以上)に褥瘡の状態の観察・アセスメント・評価(褥瘡の深さ、滲出液、大きさ、炎症・感染、肉芽組織、壊死組織、ポケット)を行い、褥瘡の発生部位及び実施したケア(利用者の家族等に行う指導を含む)について(介護予防)訪問看護記録書に記録すること。
- ※2 「点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態の者」に対して当該加算を算定する場合は、点滴注射が終了した場合その他必要と認められる場合には、主治の医師に対して速やかに当該者の状態を報告するとともに、(介護予防)訪問看護記録書に点滴注射の実施内容を記録すること。

ポイント

- ・ 特別管理加算の算定について、緊急時訪問看護加算の届出は要件ではありませんが、特別管理加算の対象者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制その他必要な体制を整備していることが望ましいとされています。

● 国Q&A

【平成15年4月版介護報酬に係るQ&A(平成15年5月30日)】

(問7)理学療法士等による訪問看護のみを利用する利用者について特別管理加算は算定できるか。

(答)特別管理加算については、別に厚生労働大臣が定める状態にある利用者に対して、当該状態にかかる計画的な管理を行った場合に算定するとされており、訪問看護ステーションの理学療法士等によりリハビリテーションを中心とした訪問看護のみを利用する利用者については、そうした計画的な管理が行われているとは想定されないため、一般的には、当該加算は算定できない。

【平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)(平成24年3月16日)】

(問28)ドレーンチューブを使用している場合は、特別管理加算を算定できないのか。

(答)経皮経肝胆管ドレナージチューブなど留置されているドレーンチューブについては、留置カテーテルと同様に計画的な管理を行っている場合は算定できる。ただし、処置等のため短時間、一時的に挿入されたドレーンチューブについては算定できない。なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスの特別管理加算についても同様の取扱いとなる。

(問29)留置カテーテルが挿入されていれば、特別管理加算は算定できるのか。

(答)留置カテーテルからの排液の性状、量などの観察、薬剤の注入、水分バランスの計測等計画的な管理を行っている場合は算定できるが、単に留置カテーテルが挿入されているだけでは算定できない。また、輸液用のポート等が挿入されている場合であっても、訪問看護において一度もポートを用いた薬剤の注入を行っていない場合は、計画的な管理が十分に行われていないため算定できない。

なお、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスの特別管理加算についても同様の取扱いとなる。

(問30) 特別管理加算は1人の利用者につき1カ所の訪問看護事業所しか算定できないが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は複合型サービスを利用する場合など訪問看護事業所以外の事業所であれば同一月に複数の事業所で特別管理加算を算定できるのか。

(答) 訪問看護を利用中の者は、同時に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスを利用することはできないため算定できない。

ただし、月の途中で訪問看護の利用を中止し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は複合型サービスの利用を開始する場合等は当該月に複数のサービスを利用することになるが、このような場合であっても特別管理加算は1人の利用者につき1事業所しか算定できないため、費用の分配方法については事業所間の合議により決定されたい。

なお、緊急時訪問看護加算、ターミナルケア加算、退院時共同指導加算(2回算定出来る場合を除く)についても同様の取扱いとなる。

(問34) 予定では週3日以上点滴注射指示が出ていたが、利用者の状態変化等により3日以上実施出来なかった場合は算定できるのか。

(答) 算定できない。

【平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.2)(平成24年3月30日)】

(問3) 「点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態」として、特別管理加算を算定する場合、週や月をまたがって週3日の要件を満たす場合はどのように取り扱うのか。

(答) 点滴注射を7日間の医師の指示期間に3日以上実施していれば算定可能である。

例えば平成24年4月28日(土曜日)から5月4日(金曜日)までの7日間点滴を実施する指示が出た場合(指示期間*1)は、算定要件を満たす3日目の点滴を実施した4月に特別管理加算を算定する。加算は医師の指示期間につき1回算定できるが、月をまたいだ場合でも、4月、5月それぞれ3回以上点滴を実施しても両月で特別管理加算を算定することはできない。なお、上記の場合、5月中に再度点滴注射の指示(*2)があり要件を満たす場合は、5月も算定可能となる。

日	月	火	水	木	金	土
4/22	23	24	25	26	27	28 点滴
29 点滴	30 点滴	5/1 点滴	2 点滴	3 点滴	4 点滴	5 指示期間*1
6	7	8	9	10	11	12
13 点滴	14	15 点滴	16 指示期間*2	17 点滴	18	19

(6)ターミナルケア加算(2,000単位/死亡月)(介護予防訪問看護は対象外)

在宅で死亡した利用者に対して、別に**厚生労働大臣が定める基準(※1)**に適合しているものとして都道府県知事(横須賀市長)に届け出た指定訪問看護事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(死亡日及び死亡日前14日以内に当該利用者(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの(※2)に限る。))に対して訪問看護を行っている場合にあっては、1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。)は、当該者の死亡月につき2,000単位を所定単位数に加算します。

※1 厚生労働大臣が定める基準

- ・ターミナルケアを受ける利用者について24時間連絡できる体制(24時間連絡体制)を確保しており、かつ、必要に応じて、指定訪問看護を行うことができる体制を整備していること。
- ・主治の医師との連携の下に、指定訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていること。
- ・ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること。

※2 厚生労働大臣が定める状態にあるもの(利用者等告示第8号)

・次のいずれかに該当する状態

- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。))をいう。)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

- ターミナルケア加算については、在宅で死亡した利用者の死亡月に加算することとされていますが、ターミナルケアを最後に行った日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定します。
- ターミナルケア加算は、1人の利用者に対し、1か所の事業所に限り算定できます。なお、当該加算を介護保険で請求した場合には、同月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおけるターミナルケア加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の訪問看護ターミナルケア療養費及び訪問看護・指導料における在宅ターミナルケア加算(以下「ターミナルケア加算等」という。)は算定できません。
- 一の事業所において、死亡日及び死亡日前14日以内に医療保険又は介護保険の給付の対象となる訪問看護をそれぞれ1日以上実施した場合は、最後に実施した保険制度においてターミナルケア加算等を算定します。この場合において他制度の保険によるターミナルケア加算等は算定できません。
- ターミナルケアの提供においては、次に掲げる事項を訪問看護記録書に記録しなければなりません。
 - ア 終末期の身体症状の変化及びこれに対する看護についての記録
 - イ 療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケアの経過についての記録
 - ウ 看取りを含めたターミナルケアの各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録

なお、ウについては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人及びその家族等と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上対応してください。

- ターミナルケアを実施中に、死亡診断を目的として医療機関へ搬送し、24時間以内に死亡が確認される場合等については、ターミナルケア加算を算定可能です。
- ターミナルケアの実施にあたっては、他の医療及び介護関係者(居宅介護支援事業所等)と十分な連携を図るよう努めてください。

●国Q&A

【平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)(平成24年3月16日)】

(問35)死亡日及び死亡日前14日前に介護保険、医療保険でそれぞれ1回、合計2回ターミナルケアを実施した場合にターミナルケア加算は算定できるのか。

(答)算定できる。最後に実施した保険制度において算定すること。

【平成21年4月改定関係Q&A(vol.2)(平成21年4月17日)】

(問17)死亡前14日以内に2回以上ターミナルケアをしていれば、医療機関に入院し24時間以内に死亡した場合にもターミナルケア加算を算定できるということか。

(答)ターミナルケアを実施中に、医療機関に搬送し、24時間以内に死亡が確認された場合に算定することができるものとする。

【平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)(平成30年3月23日)】

(問24)ターミナルケアの提供にあたり、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえることが示されているが、当該ガイドライン以外にどのようなものが含まれるのか。

(答)当該ガイドライン以外の例として、「高齢者ケアの意思決定プロセスに関するガイドライン 人工的水分・栄養補給の導入を中心として(日本老年医学会)(平成23年度老人保健健康増進等事業)」等が挙げられるが、この留意事項通知の趣旨はガイドラインに記載されている内容等を踏まえ利用者本人及びその家族等と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の関係者との連携の上、ターミナルケアを実施していただくことにあり、留意いただきたい。

(問25)ターミナルケアの実施にあたっては、他の医療及び介護関係者と十分な連携を図るよう努めることとあるが、具体的にはどのようなことをすれば良いのか。

(答)ターミナルケアの実施にあたっては、他の医療及び介護関係者と十分な連携を図ることが必要であり、サービス担当者会議等における情報共有等が想定される。例えば、訪問看護師と居宅介護支援事業者等との連携の具体的な方法等については、「訪問看護の情報共有・情報提供の手引き～質の高い看取りに向けて～」(平成29年度厚生労働省老人保健健康増進等事業 訪問看護における地域連携のあり方に関する調査研究事業(三菱UFJリサーチ&コンサルティング))等においても示されており、必要に応じて参考にしていただきたい。

(7)初回加算(300単位/月)

指定(介護予防)訪問看護事業所において、新規に(介護予防)訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回若しくは初回の指定(介護予防)訪問看護を行った日の属する月に指定(介護予防)訪問看護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算します。

- 利用者が過去2月間において、当該(介護予防)訪問看護事業所から(介護予防)訪問看護(医療保険の訪問看護を含む。)の提供を受けていない場合であって、新たに(介護予防)訪問看護計画書を作成した場合に算定します。
- 上述の「2月」とは暦月(月の初日から月の末日まで)によるものとされています。また、一体的に運営している指定介護予防訪問看護(訪問看護)事業所の利用実績は問いません。

●国Q&A

【平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)(平成24年3月16日)】

(問36)1つの訪問看護事業所の利用者が、新たに別の訪問看護事業所の利用を開始した場合に、別の訪問看護事業所において初回加算を算定できるのか。

(答)算定可能である。

(問37)同一月に、2カ所の訪問看護事業所を新たに利用する場合、それぞれの訪問看護事業所で初回加算を算定できるのか。

(答)算定できる。

(8)退院時共同指導加算(600単位/回)

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定(介護予防)訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)が、退院時共同指導(当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供することをいう。)を行った後に、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の指定(介護予防)訪問看護を行った場合に、1人の利用者に対して当該退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とする利用者(利用者等告示第6号)[P31参照]について、複数日に退院時共同指導を行った場合には2回)に限り、所定単位数を加算します。

- 初回加算を算定する場合は、当該加算を算定することはできません。
- 当該加算は、初回の(介護予防)訪問看護を実施した日に算定します。
- 当該加算を算定する月の前月に退院時共同指導を行っている場合においても算定可能です。
- 2回の当該加算の算定が可能である利用者(特別な管理を必要とする利用者)に対して複数の(介護予防)訪問看護ステーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所が退院時共同指導を行う場合にあっては、1回ずつの算定も可能です。(※)
- 複数の(介護予防)訪問看護ステーション等が退院時共同指導を行う場合には、主治の医師の所属する保険医療機関、介護老人保健施設若しくは介護医療院に対し、他の(介護予防)訪問看護ステーション等における退院時共同指導の実施の有無について確認する必要があります。
- 退院時共同指導加算を介護保険で請求した場合には、同月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び看護小規模多機能型居宅介護を利用した場合の当該各サービスにおける退院時共同指導加算並びに同月に医療保険における訪問看護を利用した場合の当該訪問看護における当該加算は算定できません。(※の場合を除く。)
- 退院時共同指導を行った場合は、その内容を(介護予防)訪問看護記録書に記録する必要があります。

●国Q&A

【平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)(平成24年3月16日)】

(問40)退院時共同指導加算を2カ所の訪問看護ステーションで算定できるのか。

(答)退院時共同指導加算は、1回の入院について1回に限り算定可能であるため、1カ所の訪問看護ステーションのみで算定できる。ただし、特別管理加算を算定している状態の利用者(1回の入院につき2回算定可能な利用者)について、2カ所の訪問看護ステーションがそれぞれ別の日に退院時共同指導を

行った場合は、2カ所の訪問看護ステーションでそれぞれ1回ずつ退院時共同指導加算を算定することも可能である。

(問41) 退院時共同指導加算は、退院又は退所1回につき1回に限り算定できるとされているが、利用者が1ヶ月に入退院を繰り返した場合、1月に複数回の算定ができるのか。

(答) 算定できる。ただし、例2の場合のように退院時共同指導を2回行った場合でも退院後一度も訪問看護を実施せず再入院した場合は、退院時共同指導加算は1回のみ算定できる。

(例1) 退院時共同指導加算は2回算定できる

入院→退院時共同指導→退院→訪問看護の提供→再入院→退院時共同指導→訪問看護の実施

(例2) 退院時共同指導加算は1回のみ算定できる

入院→退院時共同指導→退院→再入院→退院時共同指導→訪問看護の実施

(9) 看護・介護職員連携強化加算(250単位/回)(介護予防訪問看護は対象外)

指定訪問看護事業所が社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録又は同法附則第20条第1項の登録を受けた指定訪問介護事業所と連携し、当該事業所の訪問介護員等が当該事業所の利用者に対し社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)第1条各号に掲げる医師の指示の下に行われる行為を円滑に行うための支援を行った場合は、1月に1回に限り所定単位数を加算します。

- 訪問看護事業所の看護職員が、訪問介護事業所の訪問介護員等に対し、たんの吸引等の業務が円滑に行われるよう、たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時等の対応についての助言を行うとともに当該訪問介護員等に同行し、利用者の居宅において業務の実施状況について確認した場合、又は利用者に対する安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席した場合に算定します。
- 訪問介護員等と同行訪問した場合や会議に出席した場合は、その内容を訪問看護記録書に記録する必要があります。
- 当該加算は、訪問介護員等と同行訪問を実施した日又は会議に出席した日の属する月の初日の訪問看護の実施日に加算します。
- 当該加算は、訪問看護が24時間行える体制を整えている事業所として緊急時訪問看護加算の届出をしている場合に算定可能です。
- 訪問看護事業所の看護職員が、訪問介護員等と同行し、たんの吸引等の実施状況を確認する際、通常の訪問看護の提供以上に時間を要した場合であっても、居宅サービス計画上に位置づけられた訪問看護費を算定します。
- 当該加算は、訪問介護員等のたんの吸引等の技術不足を補うために同行訪問を実施することを目的としたものではないため、訪問介護員等のたんの吸引等に係る基礎的な技術取得や研修目的で、訪問看護事業所の看護職員が同行訪問を実施した場合は、当該加算及び訪問看護費は算定できません。

● 国Q&A

【平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)(平成24年3月16日)】

(問45) 利用者の居宅を訪問し、介護職員のたんの吸引等の実施状況を確認した場合、当該時間に応じた訪問看護費は算定できるのか。

(答) 算定できる。ただし、手技の指導が必要な場合に指導目的で同行訪問を行った場合は、訪問看護費は算定できない。この場合の費用の分配方法は訪問介護事業所との合議により決定されたい。

【平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.2)(平成24年3月30日)】

(問4) 利用者が月の途中で医療保険の訪問看護の対象となった場合は看護・介護職員連携強化加算を算定できるのか。

(答)介護保険の訪問看護の利用期間中に、介護職員と同行訪問又は会議を行った場合は算定できる。

(10)看護体制強化加算

<指定訪問看護>

看護体制強化加算(Ⅰ):600単位/月

看護体制強化加算(Ⅱ):300単位/月

<介護予防訪問看護>

看護体制強化加算: 300単位/月

厚生労働大臣が定める基準(※)に適合しているものとして都道府県知事(横須賀市長)に届け出た指定(介護予防)訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定(介護予防)訪問看護の提供体制を強化した場合は、1月につき所定単位数を加算します。

※厚生労働大臣が定める基準とは?

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 看護体制強化加算(Ⅰ)

- (1) 算定日が属する月の前6月間において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が100分の50以上であること。
- (2) 算定日が属する月の前6月間において、指定訪問看護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が100分30以上であること。
- (3) 算定日が属する月の前12月間において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が5名以上であること。

ロ 看護体制強化加算(Ⅱ)

- (1) イ(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (2) 算定日が属する月の前12月において、指定訪問看護事業所におけるターミナルケア加算を算定した利用者が1名以上であること。

ハ 看護体制強化加算

- (1) イ(1)及び(2)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(※「訪問看護」を「介護予防訪問看護」と読み替えてください。)

<留意事項>

- ① イ(1)の基準における利用者の割合については、以下のアに掲げる数をイに掲げる数で除して、算定日が属する月の前6月間当たりの割合を算出します。
ア 指定(介護予防)訪問看護事業所における緊急時訪問看護加算を算定した実利用者数
イ 指定(介護予防)訪問看護事業所における実利用者の総数
- ② イ(2)の基準における利用者の割合については、以下のアに掲げる数をイに掲げる数で除して、算定日が属する月の前6月間当たりの割合を算出します。
ア 指定(介護予防)訪問看護事業所における特別管理加算を算定した実利用者数
イ 指定(介護予防)訪問看護事業所における実利用者の総数
- ③ ①及び②に規定する実利用者数は、前6月間において、当該事業所が提供する(介護予防)訪問看護を2回以上利用した者又は当該事業所で当該加算を2回以上算定した者であっても、1として数えてください。そのため、①及び②に規定する割合の算出において、利用者には、当該指定(介護予防)訪問看護事業所を現に利用していない者も含めることに留意してください。

- ④ 看護体制強化加算を算定するに当たっては、当該指定訪問看護事業所の看護師等が、当該加算の内容について利用者又はその家族への説明を行い、同意を得てください。
- ⑤ 看護体制強化加算を算定するに当たっては、医療機関との連携のもと、看護職員の出向や研修派遣などの相互人材交流を通じて在宅療養支援能力の向上を支援し、地域の訪問看護人材の確保・育成に寄与する取り組みを実施していることが望ましいです。
- ⑥ 看護体制強化加算を算定するに当たっては、イ(1)若しくはイ(2)の割合及びイ(3)若しくはロ(2)の人数について、継続的に所定の基準を維持しなければなりません。なお、その割合及び人数については、台帳等により毎月記録するものとし、所定の基準を下回った場合には、直ちに加算取り下げの届出を提出しなければなりません。
- ⑦ 看護体制強化加算は、訪問看護事業所の利用者によって(Ⅰ)又は(Ⅱ)を選択的に算定することができないものであり、当該訪問看護事業所においていずれか一方のみを選択し、届出を行ってください。

●国Q&A

【平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)(平成30年3月23日)】

(問9) 看護体制強化加算の要件として、「医療機関と連携のもと、看護職員の出向や研修派遣などの相互人材交流を通じて在宅療養支援能力の向上を支援し、地域の訪問看護人材の確保・育成に寄与する取り組みを実施していることが望ましい。」ことが示されたが、具体的にはどのような取組が含まれるのか。

(答) 当該要件の主旨は、看護体制強化加算の届出事業所においては、地域の訪問看護人材の確保・育成に寄与する取り組みが期待されるものとして示されたものであり、例えば、訪問看護ステーション及び医療機関の訪問看護事業所間において相互の研修や実習等の受入、地域の医療・介護人材育成のための取組等、地域の実情に応じた積極的な取組が含まれるものである。

(問10) 留意事項通知における「前6月間において、当該事業所が提供する訪問看護を2回以上利用した者又は当該事業所で当該加算を2回以上算定した者であっても、1として数えること」とは、例えば、1～6月にかけて継続して利用している利用者Aは1人、1月に利用が終了した利用者Bも1人と数えるということが良いか。

(答) 貴見のとおりである。具体的には、下表を参照のこと。

例) 特別管理加算を算定した実利用者の割合の算出方法

【サービス提供状況】7月に看護体制強化加算を算定

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
利用者A	○	○	○	○	○	○
利用者B	◎(Ⅰ)					
利用者C			○	(入院等)	(入院等)	◎(Ⅱ)

○: 指定訪問看護の提供が1回以上あった月

◎: 特別管理加算を算定した月

【算出方法】

① 前6月間の実利用者の総数=3

② ①のうち特別管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)を算定した実利用者=2

→ ①に占める②の割合=2/3 \geq 30%…算定要件を満たす

(問11) 仮に、7月に算定を開始する場合、届出の内容及び期日はどうなるのか。

(答) 看護体制強化加算の算定にあたっては「算定日が属する月の前6月間」において特別管理加算及び

緊急時訪問看護加算を算定した実利用者の割合を算出する必要がある。

仮に、7月に算定を開始する場合は、6月15日以前に届出を提出する必要があるため、6月分は見込みとして1月・2月・3月・4月・5月・6月の6月間の割合を算出することとなる。

なお、6月分を見込みとして届出をした後に、加算が算定されなくなる状況が生じた場合には、速やかにその旨を届出すること。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
実績で割合を算出する	実績で割合を算出する	実績で割合を算出する	実績で割合を算出する	実績で割合を算出する	15日以前に届出が必要。届出日以降分は見込みで割合を算出する。	算定月

(問14) 1つの訪問看護事業所で看護体制強化加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)を同時に届出することはできないが、例えば、加算(Ⅱ)を届出している事業所が、加算(Ⅰ)を新たに取り入れる場合には、変更届の提出が必要ということでしょうか。

(答) 貴見のとおりである。

(本市注:「変更届の提出」とあるが、加算届の提出となる。)

(11) サービス提供体制強化加算(6単位/回)

厚生労働大臣が定める基準(※)に適合しているものとして都道府県知事(横須賀市長)に届け出た指定(介護予防)訪問看護事業所が、利用者に対し、指定(介護予防)訪問看護を行った場合は、1回につき6単位を所定単位数に加算します。

☆ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合は、1月につき50単位を所定単位数に加算します。

※ 厚生労働大臣が定める基準とは？

- イ 当該指定(介護予防)訪問看護事業所の全ての看護師等に対し、看護師等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。
- ロ 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定(介護予防)訪問看護事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。
- ハ 当該指定(介護予防)訪問看護事業所の全ての看護師等に対し、健康診断等を定期的実施すること。
- ニ 当該指定(介護予防)訪問看護事業所の看護師等の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

① 研修について

看護師等ごとの「研修計画」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、看護師等について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければなりません。

● 国Q&A

【平成21年4月改定関係Q&A(vol.1)(平成21年3月23日)】

(問3) サービス提供体制強化加算の要件のうち、計画的な研修の実施に係る要件の留意事項を示された

い。

(答) 看護師等ごとに研修計画を策定することとしているが、当該計画の期間については定めていないため、当該看護師等の技能や経験に応じた適切な期間を設定する等、柔軟な計画策定をされたい。

また、計画の策定については、全体像に加えて、看護師等ごとに策定することとされているが、この看護師等ごとの計画については、職責、経験年数、勤続年数、所有資格及び本人の意向等に応じ、職員をグループ分けして作成することも差し支えない。

なお、計画については、すべての看護師等が概ね1年の間に1回以上、なんらかの研修を実施できるよう策定すること。

② 会議の開催について

- ・「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達又は当該指定(介護予防)訪問看護事業所における看護師等の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所においてサービス提供に当たる看護師等のすべてが参加するものでなければなりません。
- ・実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えありません。会議の開催状況については、その概要を記録しなければなりません。
- ・「定期的」とは、概ね1月に1回以上開催されている必要があります。
- ・「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければなりません。

- | |
|--------------------------|
| ア 利用者のADLや意欲 |
| イ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 |
| ウ 家族を含む環境 |
| エ 前回のサービス提供時の状況 |
| オ その他サービス提供に当たって必要な事項 |

③ 健康診断等について

健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない看護師等も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければなりません。ただし、新たに加算を算定しようとする場合にあっては、当該健康診断等が1年以内に実施されることが計画されていることをもって足りるものとされています。

● 国Q&A

【平成21年4月改定関係Q&A(vol.1)(平成21年3月23日)】

(問4) サービス提供体制強化加算の要件のうち、定期的な健康診断の実施に係る要件の留意事項を示されたい。

(答) 本要件においては、労働安全衛生法により定期的に健康診断を実施することが義務づけられた「常時使用する労働者」に該当しない看護師等を含めた、すべての看護師等に対して、1年以内ごとに1回、定期的に医師による健康診断(常時使用する労働者に該当しない者に対する健康診断の項目についても労働安全衛生法と同様とする。)を、事業所の負担により実施することとしている。

また、「常時使用する労働者」に該当しない看護師等に対する健康診断については、労働安全衛生法における取扱いと同様、看護師等が事業者の実施する健康診断を本人の都合で受診しない場合については、他の医師による健康診断(他の事業所が実施した健康診断を含む。)を受診し、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、健康診断の項目を省略できるほか、費用については本人負担としても差し支えない(この取扱いについては、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者が行う特定健康診査については、同法第21条により労働安全衛生法における健康診断が優先されることが定められているが、「常時使用する労働者」に該当しない看護師等については、同条の適

用はないことから、同様の取扱いとして差し支えない。)

- ④ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとします。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとされています。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月日以降届出が可能となります。
- ⑤ 届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算の取り下げの届出を提出しなければなりません。
- ⑥ 同一の事業所において訪問看護と介護予防訪問看護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととなります。
- ⑦ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとします。具体的には、平成29年4月における勤続年数3年以上の者とは、平成29年3月31日時点で勤続年数が3年以上である者をいいます。
- ⑧ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができます。

●国Q&A

【平成21年4月改定関係Q&A(vol.1)(平成21年3月23日)】

(問5) 同一法人内であれば、異なるサービスの事業所(施設)における勤続年数や異なる業種(直接処遇職種)における勤続年数も通算できるのか。さらに、事業所間の出向や事業の承継時にも通算できるのか。

また、理事長が同じであるなど同一グループの法人同士である場合にも通算できるのか。

(答) 同一法人であれば、異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる職種(直接処遇を行う職種に限る。)における勤続年数については通算することができる。また、事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合であって、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合には、勤続年数を通算することができる。ただし、グループ法人については、たとえ理事長等が同じであったとしても、通算はできない。

(問6) 産休や病欠している期間は含めないと考えるのか。

(答) 産休や介護休業、育児休業期間中は雇用関係が継続していることから、勤続年数に含めることができる。

(問10) 「届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる」こととされている前年度の実績が6月に満たない事業所について、体制届出後に、算定要件を下回った場合はどう取扱うか。

(答) サービス提供体制強化加算に係る体制の届出に当たっては、老企第36号等において以下のように規定されているところであり、これに従った取扱いとされたい。

「事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。」

具体的には、平成21年4月に算定するためには、平成20年12月から平成21年2月までの実績に基

づいて3月に届出を行うが、その後平成21年1月から3月までの実績が基準を下回っていた場合は、その事実が発生した日から加算の算定は行わないこととなるため、平成21年4月分の算定はできない取扱いとなる。

(12) 居宅サービス計画上准看護師の訪問が予定されている場合に准看護師以外の看護師等により訪問看護が行われた場合の取扱い

- ・ 居宅サービス計画(介護予防サービス計画)上、准看護師が訪問することとされている場合に、事業所の事情により准看護師ではなく保健師又は看護師が訪問する場合には、所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数を算定します。
- ・ 居宅サービス計画(介護予防サービス計画)上、保健師又は看護師が訪問することとされている場合に、事業所の事情により保健師又は看護師ではなく准看護師が訪問する場合には、准看護師が訪問する場合の単位数(所定単位数の100分の90)を算定します。
- ・ 居宅サービス計画(介護予防サービス計画)上、准看護師が訪問することとされている場合に、事業所の事情により准看護師ではなく理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問する場合には理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合の所定単位数を算定します。
- ・ 居宅サービス計画(介護予防サービス計画)上、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問することとされている場合に、事業所の事情により理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士ではなく准看護師が訪問する場合には、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合の所定単位数を算定します。

●国Q&A

【平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)(平成30年3月23日)】

(問28) 訪問看護ステーションにおいて、居宅サービス計画上、准看護師が訪問することとされている場合に、事業所の事情により准看護師ではなく理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問する場合には理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合の所定単位数を算定する場合とあるが具体的にはどのように考えればよいか。

(答) 例えば、居宅サービス計画上、准看護師による30分以上1時間未満の訪問看護を計画していたが、事業所の事情により准看護師の代わりに理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が30分の訪問看護を行った場合は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合の1回の単位数を算定することになる。

(13) 同一敷地内建物等に居住する利用者に対する減算

指定(介護予防)訪問看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定(介護予防)訪問看護事業所と同一建物(以下「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(指定(介護予防)訪問看護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)又は指定(介護予防)訪問看護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して、指定(介護予防)訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定します。

また、指定(介護予防)訪問看護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定(介護予防)訪問看護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定します。

<留意事項>

- ① 同一敷地内建物等の定義

指定（介護予防）訪問看護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該指定（介護予防）訪問看護事業所と建築物等が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指します。

② 同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）の定義

イ 「当該指定（介護予防）訪問看護事業所における利用者が同一建物に20人以上居住する建物」とは、①に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該指定（介護予防）訪問看護事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数は合算しません。

ロ この場合の利用者は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用います。この場合、1月間の利用者数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者数の合計を、当該月の日数で除して得た数（小数点以下切り捨て）とします。

また、当該指定訪問看護事業所が、指定介護予防訪問看護と一体的な運営をしている場合、指定介護予防訪問看護の利用者を含めて計算します。

③ 当該減算は指定（介護予防）訪問看護事業所と建築物の位置関係により効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、位置関係のみをもって判断することがないように留意してください。具体的には、同一敷地内であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合や、隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではありません。

◆減算対象となる事例

- ・ 訪問看護事業所が所在する建物に居住する利用者の場合
- ・ 訪問看護事業所と幅員の狭い道路を隔てて隣接する敷地の建物に居住する利用者の場合
- ・ 集合住宅に、当該訪問看護事業所の利用者が20人以上いる場合

◆減算対象とはならない事例

- ・ 訪問看護事業所と同一敷地内に利用者の居住する建物があるが、広大な敷地に建物が点在しており、位置関係による効率的なサービス提供ができない場合（大規模団地や敷地に沿って複数のバス停留所があるような規模の場合）
- ・ 横断に迂回が必要な程度の幅員の広い道路を隔てて訪問看護事業所と隣接する敷地の建物に居住する利用者の場合
- ・ 訪問看護事業所と隣接しない同一敷地内に複数の建物があり、すべての建物の利用者数の合計は20人以上であるが、それぞれの建物の利用者数は20人に満たない場合（利用者数の合算をしない。）

④ ①及び②のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定（介護予防）訪問看護事業所の指定（介護予防）訪問看護事業者と異なる場合であっても該当します。

⑤ 同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義

イ 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該指定（介護予防）訪問看護事業所の利用者が50人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものです。

ロ この場合の利用者数は、1月間（暦月）の利用者数の平均を用います。この場合、1月間の利用者数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値（小数点以下切り捨て）とします。

●国Q&A

【平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)(平成27年4月1日)】

(問5) 月の途中で、集合住宅減算の適用を受ける建物に入居した又は当該建物から退居した場合、月のすべてのサービス提供部分が減算対象となるのか。

(答) 集合住宅減算については、利用者が減算対象となる建物に入居した日から退居した日までの間に受けたサービスについてのみ減算の対象となる。

月の定額報酬であるサービスのうち、介護予防訪問介護費、夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護費については、利用者が減算対象となる建物に居住する月があるサービスに係る報酬(日割り計算が行われる場合は日割り後の額)について減算の対象となる。

なお、夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)の基本夜間対応型訪問介護費については減算の対象とならない。また、(介護予防)小規模多機能型居宅介護費及び看護小規模多機能型居宅介護費については利用者の居所に応じた基本報酬を算定する。

(問6) 集合住宅減算について、「同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」であっても「サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきでないこと」とされているが、具体的にはどのような範囲を想定しているのか。

(答) 集合住宅減算は、訪問系サービス(居宅療養管理指導を除く。)について、例えば、集合住宅の1階部分に事務所がある場合など、事業所と同一建物に居住する利用者を訪問する場合には、地域に点在する利用者を訪問する場合と比べて、移動等の労力(移動時間)が軽減されることから、このことを適正に評価するために行うものである。

従来の仕組みでは、事業所と集合住宅(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。以下同じ)が一体的な建築物に限り減算の対象としていたところである。

今般の見直しでは、事業所と同一の建物の利用者を訪問する場合と同様の移動時間により訪問できるものについては同様に評価することとし、「同一敷地内にある別棟の集合住宅」、「隣接する敷地にある集合住宅」、「道路等を挟んで隣接する敷地にある集合住宅」のうち、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合と同様に移動時間が軽減されるものについては、新たに、減算対象とすることとしたものである。

このようなことから、例えば、以下のケースのように、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合は移動時間が明らかに異なるものについては、減算対象とはならないものと考えている。

- ・ 広大な敷地に複数の建物が点在するもの(例えば、UR(独立行政法人都市再生機構)などの大規模団地や、敷地に沿って複数のバス停留所があるような規模の敷地)
- ・ 幹線道路や河川などにより敷地が隔てられており、訪問するために迂回しなければならないもの

(問7) 「同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」に該当するもの以外の集合住宅に居住する利用者に対し訪問する場合、利用者が1月あたり20人以上の場合減算の対象となるが、算定月の前月の実績で減算の有無を判断することとなるのか。

(答) 算定月の実績で判断することとなる。

(問8) 「同一建物に居住する利用者が1月あたり20人以上である場合の利用者数」とは、どのような者の数を指すのか。

(答) この場合の利用者数とは、当該指定訪問介護事業所とサービス提供契約のある利用者のうち、該当する建物に居住する者の数をいう。(サービス提供契約はあるが、当該月において、訪問介護費の

算定がなかった者を除く。)

(問11) 集合住宅減算について、サービス提供事業所と建物を運営する法人がそれぞれ異なる法人である場合にはどのような取扱いとなるのか。

(答) サービス提供事業所と建物を運営する法人が異なる場合も減算対象となる。

【平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)(平成30年3月23日)】

(問2) 集合住宅減算についてはどのように算定するのか。

(答) 集合住宅減算の対象となるサービスコードの所定単位数の合計に対して減算率を掛けて算定すること。なお、区分支給限度基準額を超える場合、区分支給限度基準額の管理に際して、区分支給限度基準額の超過分に同一建物減算を充てることは出来ないものとする。

※ 区分支給限度基準額の算定の際は、当該減算前の所定単位数を算入することとします。

○訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて

(平成12年3月30日 老企第55号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

1 訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の作成についての留意事項

- (1) 訪問看護計画書は、主治の医師の指示、利用者の希望や心身の状況等を踏まえ、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載して作成すること。なお、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものであること。
- (2) 主治医と連携を図り、適切な指定訪問看護を提供するため定期的に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提出しなければならないこと。
- (3) 訪問看護ステーションの管理者は訪問看護計画書及び訪問看護報告書並びに訪問看護記録書の内容について十分な助言、指導等必要な管理を行うこと。

2 訪問看護計画書等の記載要領

- (1) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の様式は、別紙様式1及び別紙様式2を標準として作成するものであること。
- (2) 訪問看護計画書に関する事項
 - ① 「利用者氏名」「生年月日」「要介護認定の状況」及び「住所」の欄には必要な事項を記入すること。
 - ② 「看護・リハビリテーションの目標」の欄について
主治の医師の指示、利用者の希望や心身の状況等を踏まえ、利用者の療養上の目標として、看護・リハビリテーションの目標を設定し、記入すること。
 - ③ 「年月日」の欄には訪問看護計画書の作成年月日及び計画の見直しを行った年月日を記入すること。
 - ④ 「問題点・解決策」及び「評価」の欄について
看護・リハビリテーションの目標を踏まえ、指定訪問看護を行う上での問題点及び解決策並びに評価を具体的に記入すること。なお、「評価」の欄については、初回の訪問看護サービス開始時においては、空欄であっても差し支えない。
 - ⑤ 「衛生材料等が必要な処置の有無」「処置の内容」「衛生材料等」及び「必要量」の欄について
衛生材料等が必要になる処置の有無について○をつけること。また、衛生材料等が必要になる処置がある場合、「処置の内容」及び「衛生材料等」について具体的に記入し、「必要量」については1ヶ月間に必要となる量を記入すること。
 - ⑥ 「備考」の欄には特別な管理を要する内容、その他留意すべき事項等を記載すること。
 - ⑦ 「作成者①②」の欄にはそれぞれ氏名を記入し、併せて看護師若しくは保健師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士のうちそれぞれ該当する職種について○をつけること。なお、理学療法士、作業療法士又は言語聴

覚士による指定訪問看護を提供する場合には、「作成者①②」の両方に記入すること。

(3) 訪問看護報告書に関する事項

訪問看護報告書の記載と先に主治医に提出した訪問看護計画書（当該計画書を指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第69条第4項において診療記録の記載をもって代えた場合を含む。）の記載において重複する箇所がある場合は、当該報告書における重複箇所の記載を省略しても差し支えないこととする。

① 「利用者氏名」「生年月日」「要介護認定の状況」及び「住所」の欄には必要な事項を記入すること。

② 「訪問日」の欄について

イ 指定訪問看護を実施した年月日を記入すること。

ロ 指定訪問看護を行った日に○を印すこと。なお、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護を実施した場合は◇、急性増悪等により特別訪問看護指示書の交付を受けて訪問した日には△、緊急時訪問を行った日は×印とすること。

③ 「病状の経過」の欄について

利用者の病状、日常生活動作（ADL）の状況等について記入すること。

④ 「看護・リハビリテーションの内容」の欄について

実施した指定訪問看護の内容について具体的に記入すること。

⑤ 「家庭での介護の状況」の欄について

利用者の家族等の介護の実施状況、健康状態、療養環境等について必要に応じて記入すること。

⑥ 「衛生材料等の使用量および使用状況」の欄について

指定訪問看護における処置に使用した衛生材料等の名称、使用及び交換頻度、1ヶ月間における使用量を記入すること。

⑦ 「衛生材料等の種類・量の変更」の欄について

衛生材料等の変更の必要性の有無について○をつけること。変更内容は、利用者の療養状況を踏まえた上で、処置に係る衛生材料等の種類・サイズ・量の変更が必要な場合に記入すること。必要量については、1ヶ月間に必要となる量を記入すること。

⑧ 「特記すべき事項」の欄について

前記の②～⑤までの各欄の事項以外に主治医に報告する必要のある事項を記入すること。

⑨ 継続して指定訪問看護を提供している者のうち、当該月に1回しか指定訪問看護を実施しなかった場合には、(4)の①の記録書Ⅱの複写を報告書として差し支えないこと。

⑩ 「作成者①②」の欄にはそれぞれ氏名を記入し、併せて看護師若しくは保健師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士のうちそれぞれ該当する職種について○をつけること。なお、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による指定訪問看護を提供した場合には、「作成者①②」の両方に記入

すること。

(4) 訪問看護記録書に関する事項

- ① 各訪問看護ステーションにおいて、利用者毎に作成すること。主治医及び居宅介護支援事業所からの情報、初回訪問時に把握した基本的な情報等の記録書（以下、「記録書Ⅰ」という。）及び訪問毎に記入する記録書（以下、「記録書Ⅱ」という。）を整備し以下の事項について記入すること。
- ② 記録書Ⅰには、訪問看護の依頼目的、初回訪問年月日、主たる傷病名、現病歴、既往歴、療養状況、介護状況、生活歴、主治医等の情報、家族等の緊急時の連絡先、担当の介護支援専門員名、指定居宅介護支援事業所の連絡先、その他関係機関との連絡事項等を記入すること。

また、記録書Ⅱには、訪問年月日、病状・バイタルサイン、実施した看護・リハビリテーションの内容等必要な事項を記入すること。

なお、訪問看護記録書は電子媒体を活用しても差し支えないこと。

3 訪問看護計画書等の保管

- (1) 訪問看護計画書等は、利用者毎に作成し保管する。

なお、途中で介護保険の給付ではなく、医療保険給付対象となる訪問看護を受けた場合は、それが明確になるように罫線で囲む等を行うこと。

- (2) 訪問看護計画書等は2年間（※）保存のこと。

4 「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第35号）第73条に規定する介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書についても、1から3の取扱いと同様とする。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供にかかる定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスに係る計画に限る。）、訪問看護報告書及び訪問看護サービス記録書並びに指定看護小規模多機能型居宅介護の提供にかかる看護小規模多機能型居宅介護計画（看護サービスに係る計画に限る。）、看護小規模多機能型居宅介護報告書及び看護小規模多機能型居宅介護記録書の作成については、訪問看護計画書、訪問看護報告書及び訪問看護記録書と同様の取扱いとする。

※ 本市では、居宅条例第10条及び予防条例第7条により、完結の日から5年間保存としています。

記録の整備 P22参照

訪問看護計画書

利用者氏名		生年月日	年 月 日()歳
要介護認定の状況	要支援(1 2) 要介護(1 2 3 4 5)		
住所			
看護・リハビリテーションの目標			
年 月 日	問 題 点 ・ 解 決 策		評 価
衛生材料等が必要な処置の有無			有・無
処置の内容	衛生材料(種類・サイズ)等	必要量	
備考(特別な管理を要する内容、その他留意すべき事項等)			
作成者①	氏名:	職種:保健師・看護師	
作成者②	氏名:	職種:理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	

上記の訪問看護計画書に基づき指定訪問看護又は看護サービスの提供を実施いたします。

年 月 日

事業所名
管理者氏名

印

殿

訪問看護報告書

利用者氏名		生年月日	年 月 日()歳
要介護認定の状況	要支援(1 2) 要介護(1 2 3 4 5)		
住所			
訪問日	年 月	年 月	
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	
訪問日を○で囲むこと。理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護を実施した場合は◇、特別訪問看護指示書に基づく訪問看護を実施した日は△で囲むこと。緊急時訪問を行った場合は×印とすること。なお、右表は訪問日が2月にわたる場合使用すること。			
病状の経過			
看護・リハビリテーションの内容			
家庭での介護の状況			
衛生材料等の使用量及び使用状況	衛生材料等の名称：() 使用および交換頻度：() 使用量：()		
衛生材料等の種類・量の変更	衛生材料等(種類・サイズ・必要量等)の変更の必要性： 有 ・ 無 変更内容		
特記すべき事項			
作成者①	氏名：	職種：保健師・看護師	
作成者②	氏名：	職種：理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	

上記のとおり、指定訪問看護又は看護サービスの提供の実施について報告いたします。

年 月 日

殿

事業所名
管理者氏名

印

訪問看護記録書 I

No.1

利用者氏名		生年月日	年 月 日()歳		
住所		電話番号	() -		
看護師等氏名		訪問職種	保健師・看護師・准看護師 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士		
初回訪問年月日	年 月 日() 時 分～ 時 分				
主たる傷病名					
現病歴					
既往歴					
療養状況					
介護状況					
生活歴					
	氏名	年齢	続柄	職業	特記すべき事項
家族構成					
主な介護者					
住環境					

訪問看護記録書 I

No.2

訪問看護の依頼目的							
要介護認定の状況	要支援(1 2) 要介護(1 2 3 4 5)						
ADLの状況 該当するものに○	移動	食事	排泄	入浴	着替	整容	意思疎通
自立							
一部介助							
全面介助							
その他							
日常生活自立度	寝たきり度		J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2				
	認知症の状況		I IIa IIb IIIa IIIb IV M				
主治医等	氏名						
	医療機関名						
	所在地						
	電話番号						
	緊急時の連絡先						
家族等の緊急時の連絡先							
介護支援専門員等	氏名						
	指定居宅介護支援事業所名						
	電話番号						
	緊急時の連絡先						
関係機関	連絡先			担当者		備考	
保健・福祉サービス等の利用状況							

訪問看護記録書Ⅱ

利用者氏名	看護師等氏名	
	訪問職種	保健師・看護師・准看護師 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
訪問年月日	年 月 日() 時 分～ 時 分	
利用者の状態(病状)		
実施した看護・リハビリテーションの内容		
その他		
備考		
次回の訪問予定日	年 月 日() 時 分～	

個人情報保護について

平成17年4月から、個人情報保護法が施行され、介護保険事業者も個人情報保護法に沿って事業運営をしていかなければなりません。

具体的な取扱いのガイダンスは、厚生労働省が出しています。

- ※ 個人情報保護法の全体の概要について
⇒個人情報保護委員会のホームページ
<https://www.ppc.go.jp/>
- ※ 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」
⇒厚生労働省のホームページ
⇒厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

ポイント	具体的な内容等
① 利用目的の特定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報を取り扱うに当たり、利用目的を特定する。 ・ 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えては行けない。
② 適正な取得、利用目的の通知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 偽りその他の不正の手段により個人情報を取得してはならない。 ・ あらかじめ利用目的を公表しておくか、個人情報取得後、速やかに利用目的を本人に通知又は公表する。 →公表方法（例：事業所内の掲示、インターネット掲載） 通知方法（例：契約の際に文書を交付するなど）
③ 正確性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人データを正確かつ最新の内容に保つ。
④ 安全管理・従業員等の監督	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人データの漏えい等の防止のための安全管理措置 →個人情報保護に関する規程の整備、情報システムの安全管理に関する規程の整備、事故発生時の報告連絡体制の整備、入退館管理の実施、機器の固定、個人データへのアクセス管理 ・ 従業者に対する適切な監督 ・ 個人データ取扱を委託する場合は、委託先に対する監督
⑤ 第三者への提供の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ あらかじめ本人の同意を得ないで、他の事業者など第三者に個別データを提供してはならない。
⑥ 本人からの請求への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人から保有個人データの開示を求められたときには、当該データを開示しなくてはならない。 ・ 本人から保有個人データの訂正等求められた場合に、それらの求めが適正であると認められるときには、訂正等を行わなくてはならない。
⑦ 苦情の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情などの申出があった場合の適切かつ迅速な処理 ・ 苦情受付窓口の設置、苦情処理体制の策定等の体制整備

※ 上記の厚生労働省ガイダンスに詳細が記載されていますので、ご確認ください。

勤務形態一覧表の作成方法・常勤換算の算出方法

[参考資料3]

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

(〇 〇 年 〇 月 分)

サービス種類 (訪問看護・介護予防訪問看護)

他の職務と兼務している場合は職務ごとの勤務時間を記載します。

事業所番号 (1461945678)

事業所名 (かながわ訪問看護ステーション)

勤務形態一覧表は、4週分ではなく、暦月（毎月1日から末日）分を作成します。

職 種	勤務形態	資 格	氏 名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	〇月の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数
				月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水			
管理者	B	看護師	横須賀 二郎	4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	92	20	—
看護職員	B	看護師	横須賀 二郎	4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	92	20	
看護職員	B	看護師	横浜 花子	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	184	40	1
看護職員	B	保健師	相模 さくら	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	休	8			8	8	8	184	40	1
看護職員	D	保健師	鎌倉 小町	3	3	3	3				3	3	3	3				3	3	3	3				3	3	3	3				3	3	3	57	12	
看護職員	D	准看護師	川崎 菊代	6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6		132	30	
看護職員の総計																																			A 626	B 142	C 3.5
理学療法士	B	理学療法士	神奈川 太郎	8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8		176	40	
作業療法士																																					
言語聴覚士																																					

57

訪問看護と介護予防訪問看護の両サービスを提供する場合、職員は両サービスを兼務していることになるため、勤務形態は常勤職員であれば常勤兼務B、非常勤であれば非常勤兼務Dになります。

勤務時間数は休憩時間を除いて実労働時間を記載します。所定労働時間外の勤務時間数は除いて記載してください。

※小数点第2位以下を切り捨てます。

勤務形態 A 常勤専従 B 常勤兼務 C 非常勤専従 D 非常勤兼務

計算はすべて小数点第2位を切り捨て

常勤職員が勤務すべき1週あたりの勤務日数、勤務時間 5 日 (a) 週 40 時間 (b)

常勤職員が勤務すべき1日あたりの勤務時間 8 時間 (c)

●月の常勤職員が通常勤務すべき日数 23.0 日 (d)

常勤職員の勤務すべき曜日が同じ場合 当該月の常勤職員が勤務すべき曜日を足し上げた日数

常勤職員によって勤務すべき曜日が異なる場合の常勤職員が通常勤務すべき日数の計算方法 (a) × 4 + (月の日数 - 勤務すべき曜日の数)

常勤職員の休暇等については、暦月で1月を超える休暇を除いて、常勤換算による計算上勤務したものとみなすことができます。この場合、勤務形態一覧表には「休」と記載してください。なお、非常勤職員の休暇等は勤務したものとみなすことはできません。

常勤職員は、他の職務を兼務していないのであれば、合計時間数にかかわらず、常勤換算は1となります。常勤職員が他の職務を兼務している場合、非常勤職員の場合、途中で採用又は退職の場合は、「それらの人の勤務合計時間 ÷ 常勤職員の勤務すべき時間数」で常勤換算数を算出します。ただし、非常勤職員が勤務時間数として算入することができるのは、常勤職員の勤務すべき時間数までとなります。

常勤職員の1ヶ月間における勤務すべき時間数 (c) × (d) 184 時間 (e)

●常勤換算…常勤専従職員(予防との兼務は専従とみなす)の人数 + (非常勤職員等の勤務時間数合計 ÷ 常勤職員の1ヶ月間における勤務すべき時間数(e))

●「看護職員」…保健師、看護師又は准看護師